

昭和三十三年三月三十一日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 宇都宮徳馬君

大泉 寛三君 大久保武雄君

奥野 誠亮君 押谷 富三君

木村 剛輔君 木村武千代君

小山 省二君 砂田 重民君

田澤 吉郎君 濱田 幸雄君

福田 繁芳君 藤枝 泉介君

渡辺美智雄君 卜部 政巳君

岡 良一君 佐藤觀次郎君

田中 武夫君 只松 祐治君

野原 覺君 日野 吉夫君

平林 剛君 松平 忠久君

春日 一幸君 竹本 孫一君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

出席政府委員

經濟企画事務次 倉成 正君

外務事務官 中山 賀博君

(經濟局長) 大蔵政務次官 額田 彌三君

大蔵事務官 渡邊 誠君

(為替局長) 通商産業政務次 田中 榮一君

官 運輸事務官 澤 雄次君

(海運局長) 澤 雄次君

運輸技官 藤野 淳君
(船舶局長)
委員外の出席者

議 員 田中 武夫君

總理府事務官 (經濟企画庁調 庭山慶一郎君

整局參事官) 大蔵事務官 川村博太郎君

(主税局稅制第 二課長)

大蔵事務官 (關稅局監視課 丸山 幸一君

長) 通商産業事務官 大慈弥嘉久君

(通商局次長) 通商産業事務官 新田 庚一君

(企業局産業資 金課長) 門 員 坂井 光三君

三月二十七日

酒稅法の一部を改正する法律案(有

馬輝武君外十二名提出、衆法第三〇

号)

製造たばこの定価の決定又は改定に

關する法律の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第三

一号)入場稅法の一部を改正する法

律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法

第三二二号)

同月二十八日

元滿州國政府等職員期間のある非更

新共済組合員の在職期間通算に關す

る請願外一件(石橋政嗣君紹介)(第

一五六一号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第一六三〇

号)

同外二件(大石武一君紹介)(第一六

八〇号)

同外一件(永山忠則君紹介)(第一七

四六号)

同外一件(内藤隆君紹介)(第一八一

四号)

同(永山忠則君紹介)(第一八五四号)

稅制改革に關する請願(鈴木茂三郎

君紹介)(第一五六二二号)

同(稻村隆一君紹介)(第一五八七号)

同外一件(神近市子君紹介)(第一六

一四号)

同外二件(河野密君紹介)(第一六一

五号)

同外一件(帆足計君紹介)(第一七九

七号)

旧令による共済組合等からの年金制

度に關する請願(田村元君紹介)(第

一五六三三号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第一六一二一

号)

同(長谷川正三君紹介)(第一六一二

二二号)

同(山花秀雄君紹介)(第一六一三三

号)

同(田澤吉郎君紹介)(第一六三二一

号)

同(鴨田宗一君紹介)(第一七〇二二

号)

同(河野一郎君紹介)(第一七〇三三

号)

同(小川省二君紹介)(第一七〇四四

号)

同(田川誠一君紹介)(第一七〇五五

号)

同(辻寛一君紹介)(第一七〇六六

号)

同(野田卯一君紹介)(第一七〇七七

号)

同(松山千恵子君紹介)(第一七〇八

八号)

同(大原亨君紹介)(第一七二六六

号)

稅理士の試験制度改正反對に關する

請願(渡辺美智雄君紹介)(第一五六

四号)

同(野原覺君紹介)(第一五九〇号)

同(河野密君紹介)(第一六一六号)

同(木村武千代君紹介)(第一六二九

号)

同(砂田重民君紹介)(第一八五一

号)

入場稅撤廃並びに勞音、勞演に對す

る不當課稅の取消し等に關する請願

(石野久君紹介)(第一五八六号)

同外一件(下平正一君紹介)(第一六

一八号)

同(久保三郎君紹介)(第一七二七

号)

同(松浦定義君紹介)(第一七九八

号)

揮發油稅等の増稅反對等に關する請

願外二十五件(横山利秋君紹介)(第

一五八八号)

政府關係機關に對する大蔵省の資金

抑圧並びに不當干渉即時撤回到關す

る請願(村山喜一君紹介)(第一六三

二二号)

減稅と稅制民主化等に關する請願

(橋崎弥之助君紹介)(第一七三三

号)

入場稅撤廃に關する請願(高瀬傳君

紹介)(第一八五二二号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第一八五三

号)

稅制の改正、民主的稅務行政確立に

關する請願外三十件(野原覺君紹介

(第一八五五号)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

外國為替及び外國貿易管理法及び外

資に關する法律の一部を改正する法律

案及び印紙稅法の一部を改正する法律

案の兩案を、一括して議題といたし

ます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 あしたから貿易自由

化になります。自由化になつた

新聞を見ましたら、自由化になつた

ら、最近日本の國際收支の赤字がど

んどん出ており、大蔵省は御承知のよう

に自由化のためにいろいろ手はずをき

めておられるようでありますけれど

も、現状を見ると、オリンピックを控

えていろいろ外國の人も来るわけであ

ります。日本の外貨がどんどん出て

心細くなるのではないかとことを

言っておるわけです。大蔵省は自由化

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

入場稅法の一部を改正する法律案

(有馬輝武君外十二名提出、衆法第

三三二号)

に対してどのくらいの準備を進めてお
るのか、まず大臣に伺いたいと思
います。

○田中国務大臣 自由化に對処して、
どのくらいの外貨準備があつたほうが
いいのかわからない問題に對しては、す
でに何回もお答えをいたしておるわけ
でございます。貿易の決済その他の決
済ができてくると、イギリスは買
易支払の約三カ月分くらいでありま
す。西ドイツ等は七カ月くらいござ
います。イタリヤ、フランスも四カ
月から五カ月というところでござい
ます。日本は現在、三月の末で、ゴール
ド・トランシフを含めまして約二十
億ドルというところでございます。な
おその上に、スタンバイ・クレジツ
の設定をやっておりますので、一億二
千五百万ドルがございまして、二十
一億余の外貨準備の手当てはしてお
るわけでございまして、支払いに事欠
くなどということはないわけでござ
います。まあしかし外貨というものは多
いにはないわけでございまして、外
貨獲得というところは、輸出の振興、買
易外収支の改善等によつて十分はか
つてまいりたい、このように考へま
す。

○佐藤(觀)委員 当委員会ではたび
大臣、総理大臣にも質問したのであ
りますが、御承知のように、貿易外収
支の赤字が、まことに十億ドルぐ
らいになるのではないかとわかれてお
ります。そういうふうなことは手当
てがうまくいっておるのかどうか。こ
ういふような手当てがあるから貿易
外収支はだいじょうぶだ、そういう自信
は大臣にありますか。

ていくというところは、昭和三十三年度
で大体五億五千万ドル程度の赤字とい
うことでございまして、これらの赤
字幅は大きいものでございまして、で
ありますから、將來ともこれを大きくし
ないよう、各般の施策を行なつてお
るわけでございまして、その一つは、外
國船舶によつておりますものを、邦船
の建造を行ないまして、邦船の積み取
り比率を高めたというところでござ
います。もう一つは、港務使用料が日本
においては非常に安いということであ
りますので、今度とん税法、特別とん
税法の御審議をお願いしましたが、そ
ういうことによつて港務経費を適正な
ものにだんだんと移行してまいりたい
というところでございまして、それから
十九年度は九百万ドル程度の受け取り
でございまして、四月一日から一口
五百ドルでございまして、渡航の自由
化ははかれるというところでございま
して、出ることも多くなるといふこと
が考えられますので、観光収支をより
好転させるために、ホテルに資金を出
したり、いろいろ観光の対策も行な
つておるわけでございまして、なお、こ
れから大きくすると予想される外資の元
本の返済、利子の支払い、それから技
術導入等に基づきましてのロイアル
ティーの支払いとか、その他各般のも
のがあるわけでありますが、こういう
ものに対しましてはただ外資の導入一
本ではなく、国内資本の充實をはかる
とともに、貯蓄の増強等に進みなが
ら、この面につきましてもできるだけ
国内資本でまかなうというような面
に格段の努力をしながら、貿易外収
支の改善を大幅にはかつてまいりたい

いうことでございまして、中期経済計画
をいま諮問いたしておりますので、
これによつて四十三年ないし四十五年
の経済見通しが大体つきましたら、そ
れに合わせて經常収支の改善対策を進
めてまいりたい、こういうふうに考へ
ます。

○佐藤(觀)委員 渡邊が替局長にお伺
いしますが、先日総理大臣は、貿易外
収支の赤字が早く四、五年、おそく
なれば六、七年くらいに大体黒字に転
換するやうな計画があるやうに言われ
たのですが、為替局ではそういうこと
について、どのくらい程度で大体黒
字に転換するやうな見通しなど
を計画されたことがありますが、また
そういうやうな統計がありますか、お
伺いしたいと思います。

○渡邊(誠)政府委員 貿易外収支は年
年赤字の幅が大きくなつておるでござ
いまして、たとえば本年度につきま
しては約四億ドル、来年度は一億五
千万ドルというやうに見積もつてお
るのでございまして、これは貿易外収
支のうち支払いの大部分は、貿易に伴
う種々の経費の支払いでございまして、ま
たロイアルティーの支払い等につきま
しても、これは一種の貿易的なものと
見られるわけでございまして、外國の
技術を入れて輸入の防壁をする、ある
いはそれでつくつた物を輸出するとい
うやうなことで、貿易の拡大に伴いま
して貿易外収支もふれていくのでござ
います。しかしながらわが國の状況
では、ただいま申し上げましたとお
り、貿易外収支の赤字幅が最近急速に
拡大しつゝあるでございまして、先
ほど大臣がお話し申し上げましたよう
に、海運につきましては國內船舶の建造

を急速かつ大幅に進めることによりま
して、海運収支の悪化を避け、できれ
ば海運収支の赤字を減らしていきた
い。それから観光等につきましても、
もちろん日本の観光収入は観光資源の
割合に比しましてまだ少ないのでござ
いますから、観光収支の増大をはか
る。その他の経費につきましても、も
ちろんたとえば商社の経費等は、自由
化に伴ひましてできるだけ商社自身も
合理的な運営をはからざるを得ない
やうなことで、貿易の伸びに比べ
ましてはできるだけ節約するといふ方
向に向かうやうな考へておるのでござ
います。

ただいま御質問のございました五年
か七年くらいの間には貿易外収支を均衡
さすやうなお話でございまして、これ
は努力目標といたしまして、それに向
かつて最大の努力を傾注するといふこ
とではないかと存じます。私どもとい
たしまして、たとえば外資の導入が
ふえておりますので、外資関係の果
實の支払いというものも早急に減らす
わけにはまいらないのでございまして、そ
ういふことで、貿易外収支の改善がい
つ均衡するかというところにつきま
しては、私としてはまだ的確な御返事は申
し上げられないのでございまして、政
府といたしましては中期の経済計画と
いふものを練つております段階でござ
いまして、私どももその目標に向か
つて作業を進めたいというふうに考へ
ておる次第でございまして。

○佐藤(觀)委員 大臣にお伺いしま
すが、先ほどお話しがありましたとん税
の改正が今度でございまして、それで貿易
外収支が黒字に転換する一つのあれがで
きる。それから内國船舶の建造、そ

うやうやいないろいろな題目がございま
したが、「エコノミスト」の予想によりま
すと、このままでいけば来年あたりに
は十億ドルくらいの赤字が出るのじや
ないかということが言われておりま
して、大まかな話でけつこうであります
けれども、これはイタリヤあたりでは
貿易外収支がかえつて七、八億ドルの
黒字になつて、非常に経済の再建を
やつたのであります。日本は貿易が
黒字で貿易外収支が赤字という、非常
に悲觀的な材料が多いのであります
が、その点についてとん税の改正で何
億ドル、内國船舶の建造でどのくらい
いふやうな大まかな計画があるのか
いふのか、これは大臣にお伺いいた
します。

○田中国務大臣 船は六十四万二千
グロストンの建造を考へてゐるわけであ
りますが、これを一体百万トン程度に
上げられるのか、八十万トン程度の
かというところは、この間も経済閣僚
會議で議題になつておるわけでござ
います。今年は計画造船が六十四万二千
トンに、自社船が約二十万トンあるわけ
でございまして、こういう状態よりも一
歩前進いたしましたとして、開闢で自社船を
融資の対象にしようとか、また現在の
六十四万五千トンをどの程度上げられ
るか、財政上の問題もありまして、
で、二回、三回と会合を重ねながら、
これらの建造の問題に對しては検討
いたしております。

それから特別とん税等の御審議を願
ひましたときにも申し上げたと思いま
すが、港務経費が非常に安いわけであ
ります。しかしこれを急激に引き上げ
るということになりまして、日本の内
國船舶の負担もありますので、内國船

主の負担は、地方税の固定資産税の減免等によって緩和するわけでありすが、まだそのほか、二重料金をとるわけにもいきませんので、国内船主の負担を何らかの形で軽減することに、外国船の港務使用料というものはやはり上げていくという方向でなければならぬと思われるわけでありすが、各外国と比べて非常に安いわけでありすが、これらの問題もいま検討いたしております。

これが建設によってどれだけ、それから港務経費によってどれだけということ、いま申し上げることはなかなかむずかしいと思いますが、中期計画ができて、年率七・五％から七・二％になるか、七・五％になるかわかりませんが、いずれにしても経済成長率がきまらずならば、それによって輸入、輸出の量もおおむね想定できまので、そういうことによつて外国における港務使用料とか、輸出、輸入の付帯経費等も算定されるわけでありすが、そういう状態を考えながら、できるだけ現在よりも貿易外収支の赤字幅が多くならないということをまず第一番の目標とし、第二段階においては経常収支のバランスをとるということが、究極の目的として考えられるわけでありすが、イタリアは年間七億ドルも観光収入があるというところがございますが、日本には、観光国日本々々と言つておりながら、どうもあまり観光客は来ないわけでありすが、香港まで来ても日本には来ない。なぜか。ホテルの滞在費が非常に高いという問題が一つございすが、これも外人向けの新しい施設というものは金利が高い。いまの状態でもってこれから建設される

ものは、敷地が高いという問題もたくさんあるわけございまして、こういう問題も解決しながら、貿易外収支の改善対策というものは、積極的に取り上げていくべきだというふうに考えておるわけでありすが。

○佐藤(観)委員 大蔵大臣にも一つ大きな問題で伺つておきたいと思うのですが、どうも日本は御承知のように貿易外収支の赤字が七億ドルあつても、いままでに何も考えていないような感じで、経済閣僚会議もあるらしいのでありますが、少なくとも貿易の問題は、日本の円の国際的な意義を保つために、非常に重要な問題であると思ふのです。そこで私たちが外国へ行

きまして感ずることは、どうも大蔵省の考え方と通産省の考え方が違つてゐるのではないかと。貿易についてもどうも矛盾があるのではないと思はれるような節が、いろいろな土地に行きまして感ずるわけだ。西ドイツなんかはそういう点においては一貫した一つの国家的な計画があるわけだ。日本では少なくともそういうようなことがばらばらになつてゐる。それだから第一線で過当競争をやつたり、それからいろいろなつまらぬ摩擦でみずから日本の貿易を悪くしてゐるような、そういう点を私たちは直接見たり、聞いたりしてゐるわけなんです。こういう点についてもう少し国際収支の貿易の問題については、大蔵省だ、通産省だ、外務省だというようにことを言わないで、一貫した一つの計画を立てられる考えがないのか。特に大蔵大臣は民間出身の人でありますから、そういうことについては理解があると思うのですが、そういう点で事務当局がお互い

に大蔵省の出身だとか、あるいは通産省の出身だということ、それぞれの立場で事務的な折衝や事務的な仕事をやつておられると思うのですが、こういうような大きな問題は国家の一つの大きな機関で、何かもつときちつとした日本の貿易が黒字になるような、そういう方法をとられる必要があるのではないかと。その点は大臣どういふふうにお考えですか。

○田中(大蔵大臣) 確かにこういうような広範な問題に対しては、政府内部で十分な意思の疎通をはかるということには必要であります。しかし大蔵省は大體健全性というのを考えております。通産省は御承知のとおり貿易さへできればということ、やはり貿易重点という点でありますから、過程における意見はたくさんあるわけでありすが、政府としてしましてもそういう窓口だけの折衝ということよりも、高度な、より広い視野に立つて政策をタイミングよくきめたいというところ、経済閣僚会議の組織をつくつておるわけでありすが、また輸出最高会議という会議もつくつております。そういうことで、あまりいんげんをむなしゅうしないというところ、経済閣僚会議にかけ、総理も加わりながら内閣総理大臣として最高責任で判断をするというところでやつております。現在の段階においては通産省、大蔵省、農林省、外務省といつたような貿易関係の閣僚の意見が、ばらばらであるというやうなことはなかつております。

○佐藤(観)委員 田中さんはそういうふうにお思ひつてゐるかもしれませんが、私も、私の感ずるところは、日本の貿易の政策、あるいは外貨の獲得の問題については、国として一貫した方針がないのではないと思はれるやうな点があるのです。実は池田総理は大蔵省の出身でありまして、そういうことが専門であるにかかわらず、いわば国内の高度成長とか、あるいは国内の所得倍増といふやうなことに目をくれ得、実際は日本の全体の立場として前向くやうな、そういうやうなことの施策が欠けておつたのではないかと。これが今日思はれるわけだ。私はこれから質問いたしますけれども、少なくともそういうやうな大體的な見地に立つて、もう少し日本の貿易の前進というところで、国全体が、私たちの観測では、へたをするやうな六月ごろまでは、日本の在外ドル資金は十億ドルくらいになるのではないかと。これが診断され、私たちもそういうやうなことを経済評論家、専門家に聞くのであります。そういうことについては一いつごろから前向くのか、いつごろからいまの十八億ドルをふやすかという自信があるのかどうかということ、これは大臣からひとつ伺つておきたいと思ひます。

○田中(大蔵大臣) 四月の一日に八条国に移行するときに、二十億ドル外貨を持つておるわけだ。そのほかIMFのスタンバイ・クレジットとして一億二千五百萬ドル、大ざつぱに申しまして二十一億二千五百萬ドル、こういうことになるわけでありすが、こういう状態では三月を越し、八条国に移行するわけでありすが、いま金融調節機能を發揮しておりますので、私は輸入は鎮静すると思ひますし、経済も順調に経済成長をたどるであらうという

考えを持っておりますので、こういう状態で国民的協力を得ていきますれば、外貨繰りが非常に困難になるというところは考えないでいいのではないかと。またそういう状態にならないやうに、適切な施策を行つておるわけでありすが、六、七月ごろに相当減るだらうということございすが、これは十二月に御承知のとおり十億ドルは輸入しておりますので、その決済になるわけでありすが、外貨準備高が減るにしても、その後は依然好調な輸入状況になつてもおりますし、また輸入状況になつてもおりますし、外貨準備高の上で非常に不安があるというやうな考え方は、政府は持つておりません。またそのやうな心配はありませんから、その心配のないやうな各般の措置をとつておるわけですから、御理解をお願いしたいと思います。

○佐藤(観)委員 田中さんを信用しないわけではないのでございすが、この間山際総裁を参考人として呼んでいろいろ話をしたのです。山際総裁のやうに政治にかかわらない人のことばだと信用しますが、田中さんは公定歩合を引き上げると、おれは知らない、日本銀行でやつたのだからしょうがないというやうに言う。池田さんもそうですが、田中さんも政治家ですから、いゝときには自分のやつたことにして、悪いときには日本銀行にまかせるというやうに、私は悪意的にやると思ひます。私も、私もいままからいろいろ考えますと、これは田中さんには関係はないと思ひますが、池田さんはやはり七月の総裁選挙を考え、いろいろ施策をやつておるのではないかと。そ

れでやっておるけれども、あとでこんなふうになると、これはおれの責任ではない、国民が悪いのだということになる。私は田中さんがそうだとはいえませんが、どうもそういうような節があつて、国民はいつも政府の言うことを真に受けて、絶えずひどい目にあつておるといふような考え方がなきにしもあらずだといふように思うのであります。それでここで最近二十一億ドルになるということは、これは田中さんのことばに、責任者でございまして、間違ったと思つてすけれども、しかし一般の批評家、評論家は、しかも山際さんたちの考え方では、樂觀を許さない。日銀などの調査表を見ましても、田中さんが言われるようなことは、私どもどうも大蔵委員会で聞く話と、それから表に出ておることは、納得がいかないうような面があるように思ふのです。実際は三月か四月たつてみればわかるわけですが、これは内閣がかかれ別ですけれども、なかなかそうはいかない。やはり国民は大蔵大臣や総理大臣の意見を聞いて信用し、またいろいろやつてきておるといふことになるわけですが、だから、私はどうも外貨準備の問題は、いま田中さんの明言にかかわりませず、なかなかわれわれしろうとから見ましても、そうは樂觀はできないといふふうに心配しておるわけですが、いよいよあしたから自由化になるのですが、そういうような心配は絶対にないと思はれるのか、もう一ぺん念のために聞いておきます。

○田中事務大臣 まず第一番目に、七月の公選を目標にしてやつておるのではないかといふことでございしますが、そういうことはございせん。そういうことでないから、公定歩合の引き上げなどをやるわけですが、そういうことを考へるならば、公定歩合の引き上げなどもやらないうで、だから何かうまく引くつていくといふことも考へられるわけですが、そういうことをしなす。全く必要があれば機に應じて臨機応変に施策をやつておるわけですが、それはひとつ誤解でございします。それは、それはお解きいただきたい。

それから国際収支の問題ですが、国民各位が皆さんのように心配してくだされば、非常にありがたいと思つておるのです。ところが日銀とか、マスコミとか、経済学者とか、あなた方とかいふ方々は、非常にあぶないあぶない、こう言つてくださるのですが、さっぱり国民の側はあぶながらないで、どんどんと経済成長をやる。こちらが六割と言へば一〇何割、七割と言へば一二、三割にもいきそう。こういうようなところにも問題がある。問題があるけれども、これはひとつ非常にたくましさ。日本人、日本企業のたくましさで、これがあるがゆゑに日本が今日になつたわけだ。ございしますし、このままほり出しておけば、日本人のたくましさで相当行き過ぎる、こういうことがありすので、金融調整その他をやつておるわけだ。ございします。でありますから、あぶないあぶないといふことが国民の皆さんにほんとうに通じまして、そして経済成長率七割、名目九・七割になることを私は希望しているのです。七割の実質成長率を遂げるような正常な状態を続けてくだされば、外貨準備の問題はないのです。一二、三割も実質の成長が高度に進めば、これは輸入の増大になりますし、また港灣経費そ

の他貿易外の収支の赤字幅も大きくなるわけだ。ございします。そういう意味で、正常な経済を維持したい、そうすれば輸入も減りますし、物価も下がりますし、そういうことを考へておるのでございします。きょう雨が降るのかもしれないといつて、かさを持つて出られることはないといふことでございします。いいことでございしますけれども、どうもきのう雨がどしどし降りてあつたにもかかわらず、きょうはもうやうやく天気になつた、けれどもきょうも降るだろう、降るからかせぎに行かぬことにしよう、こういうことになると、これは行き過ぎでございします。そういう観点から外貨準備の必要性を考へておるのであります。先ほど各国の例に六十二億ドルでバランスする、こう言つておるのです。六十二億ドルといふと、五億三、四千万ドルが一カ月でございしますから、三月で十五億から二十億ドルといふことを言われておる。これは、そういうことでございします。特別借款も全部返してこの程度のことだ。ございしますから、これ以上あるにすぎない、それは多すぎます。弁済でございしますけれども、これはあまりあり過ぎると、なかなかむずかしい問題もございします。ちやうどいまのイタリアとかフランスとか西ドイツとか、四、五年前に非常に努力をして国際収支がよくなつた、今度は非常に外貨をかせいでしまつた、その外貨のためにコスト・インフレになつておる、これでとにかく引き締め増税政策をやらなければいけぬ。こういうこともあるのでございしますから、経済といふものは適度

に国民を刺激するような状態であつて、適度に引き締めの状態であるといふのが正常であるわけでありまして、で、各般のことを考へてみて、まじめな意味でわれわれが努力をして、正常な経済成長を進めれば、外貨は不足はないといふことでございします。また不足のあるような状態が過熱せしめてはならない、こういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤(總)委員 田中さんはもとより樂觀論者でありまして、顔を見たら悲觀するやうな顔じゃない。あなたの意思どおりならば、われわれ安心しておるわけですが、今度外貨予算制度がなくなつて、直接的に輸入制限とか為替制限のようなことがなくなりまして、そこで、私は前から日本の産業は、まだまだ自由貿易をやるぐらゐの力はおそらくないといふ考へを持つておつたのであります。一面にはいい面もありますけれども、日本の産業には保護政策をしなければならぬ産業が非常に多いと思ふのであります。こういう点については、日本の産業には打撃は来ないのか、自由化になつても大丈夫だ、こういう自信を持っておられますか。私どもは少なくとも中小企業なんかは、相当打撃を受けるのではないかと、この心配をしておりますが、そういう点、どういふふうにお考えになりますか。

○田中事務大臣 自由化に対しては、三十五年からずつと進めておるわけでありまして、おおむね対応できるやうな状態を徐々ににつくりつつあります。しかし政治の考へ方からしますと、自由化によつて国内産業がどうにもならないようになってはいかぬ、な

らないような施策を十分すべきだ、こういうことが先行するわけでありまして、まず自由化といふものをやらないうで済むならば、やらないうでいいわけだ。ございします、やらなければ、貿易依存の日本はだめなのであります。対日差別待遇をたくさん持つておりますし、そういう意味で自由化もせず、関税の引き下げもしないで、日本が食つていけるならば問題はないのであります。一方においては国内産業に対して打撃を与えないように、いろいろな配慮もしなければならぬ。と同時に、貿易依存の国でありますから、輸出を伸ばすためには、対日差別待遇の撤廃をさせなければならぬ。そのためには、こちらの門戸を開かなければならぬ、こういうことでございします。で、ございしますから、この二律背反するものの調整をとりながら、輸出も伸び、国内産業にも影響がない、こういうことをやらなければならぬといふところに、経済の非常なむずかしさ、困難さがあるわけだ。ございします。

私は自由化のベルをみずから押したので、自分でも事業をやつてきましたので、全く深刻に考へてきたのです。いまから数年前に石油化学製品、いわゆる無水フタル酸、無水マレイン酸とか、こういうものの自由化をやるときには、日本は二分の一であつたわけでありまして、太平洋を越えてアメリカから入つてきて、船賃を入れてちやうど二分の一でありまして、現在日本触媒とか川崎化成とか、こういうポリエステルの原材料をつくりつて重要な仕事を、苦しい時代もあつたけれども、国際競争力にたえたといふことが

あります。これは結局日本人の持つ技術、学問の力ということだと思いが、そういう意味で自由化にたえてきておるのであります。特に国内において物価の抑制という面もありません。で、そういうものから考えて、自由化を野放しにやるといふ考えではありませんが、やらないで関門を通り抜けるわけにはいかないわけでありまして、そういう諸般の情勢に目をおうことなく、十分しさいな観察をしながら、十分な施策を行ないつつ、自由化に踏み切ってまいったわけであり

私は、確かに病人のように、鎖国的な状態であったものが、これからひとりで働かなくちゃいかぬ、薄着もしなければいかぬということでありまして、苦しいときもありまして、あると思いが、かぜがなおればいいのであります。これを根本的に参ってしまいうような経済をつくってはいかぬというところで、三十九年度の予算でも経済の施策を行なっておるわけでありまして、あすからの八条国移行ということが、国内産業に打撃を与えないように、政府に万全の態勢をとるつもりでございます。

○佐藤(観)委員 今度の制度で、為替の制限によらないで輸入貿易の管理をしようと考えておられるようですが、それはどういふ方法によるのか、その点を伺っておきたいと思いが、それから数量制限による輸入貿易の管理が考えられているのでありますが、数量制限というのになりますと、原則的に禁止したガット十一條の關係はどうなるか。これはこの間ジュネーブから来られました青木大使にもちよ

と聞きました。その点は、為替局長でもけっこうですが、どういふふうになっておりますか、伺いたいと思いが。

○田中(國務大臣) 今度為替管理を行なえないわけでありまして、通産大臣を主として経済關係と連絡をとりながら、数量制限その他やっていくわけでございますが、数量制限はIMFでは制限規定がなく、ガットではいろいろ問題がありますので、禁止規定があるということはありませんので、これらの問題は各国と十分話をしながら、数量制限で対抗する緊急関税制度もあるわけでありまして、そういう意味で、為替管理を解きましても、慎重かつ時宜を得た考えで進めていきますので、八条国に移行いたしましたも支障があるというふうには考えておらぬわけ

○佐藤(観)委員 これは先ほどちょっと問題にしましたが、外貨を獲得するために、もっと輸出振興が大きな問題になると思いが。大蔵大臣は積極的に輸出の振興ということについて、何かお考えになっておるのか。それから御承知のように、アメリカでもそういうようなことを考えておりますが、もう少し国産品愛用運動について、私たちも大抵常に日本のものよりも、外国のものがいいという先入観念があるわけでありまして、国産品の愛用という問題について、政府は自由化の前に十分展開すべきじゃないかと思いが。大臣はどのようにお考えになっておられますか、これも伺っておきたいと思いが。

○田中(國務大臣) 日本の品物は、私は

世界で最高のレベルにあるという考えでございます。いままで日本で外国の品物がいいといったものは、高度というよりも、非常に規模の大きい発電機、電子計算機等だけでございまして、あとはもうみな日本のほうが安いです。いわけでございますが、どうも日本人は、明治からハイカラとか、舶来品とか、そういうことが非常にいい、こういう考えでございまして、これは灯台もと暗しで、自分のつくっておるものが一番いいということに対して理解をしてないということがあります。国産品愛用に対してはできるだけ努力をしなければいかぬというところで、私もこの間主婦連の方や婦人団体の方々が参りましたので、あなた方が私のところに陳情に来て物価を下げるといういながら、婦人にはデパートに寄って外国のおしろいを買っていくようでは、物価も下がりませんよ、国際収支もよくありませんよ、こういうお話をしたわけでございますが、やはり国民一人一人が国産品を愛用するのだという気持ちにならないと、なかなかむずかしい問題でありまして、来年度あたりから主婦とかいわれる消費層、消費行政という面から、今度経済企画庁に国民生活局ができましたから、こういう面を大いに進めることによつて、国産品を愛用してもらうように、輸入、いわゆる消費財の輸入に対しては、できるだけ防遏するような方向で進んでまいりたい、こう考えます。

○佐藤(観)委員 しかし田中さんがおっしゃる通りに日本の商品がやっぱりおもしろいという点、国内自体でそう評価されないう点、日本の昔からの伝統的な考え方が国民にこ

びりついておるのでありますが、いまの日本の国産品で独特のものの中にはあります。けれども時計にしても写真機にしても、ラジオ、テレビジョン、そういうような方面にも、大抵外国のものをして日本をつくったような感じがしないわけではないわけでありまして、これは私はスイスに行ったり、ドイツに行ったりして、たびたび文句を食ったのでありますが、日本人はまねがじょうずだということ、非難を聞いてきませんでした。あなたは通産大臣でございせんから、そういう管轄のことは私にけれども、しかしそのくらい優秀なものが、なぜ世界にもっと広がっていないのかという点になりまして、そこは税金の問題もありませんし、いろいろな問題がありますけれども、しかしせつかく日本のいまあなたがおっしゃるような国産品が、国内自体においてどうも信用されないという点には、何か欠陥があるのではないかと私は思うのであります。その点についてあなたのお気づきの点がありましたら、これは参考のために、どういふふうにお考えになっておられますか、伺いたいと思いが。

○田中(國務大臣) 確かに戦前も日本人は非常にものまねが早い。戦後も自由化にずっと引き続きまして、日本の製品は自国の製品と同じことだ、自国でもって何年も何十年もかかってやっ

たものを、日本は同じものをつくる。自動車などでも、アメリカからくる自動車と国産自動車でもって型はほとんど、日本のほうがむしろ小型なんかよく

ます。これはしかし国際的な問題として紛争を起さないうように、十分努力をしなければなりません。結論的にいいますと、日本人の消化力が非常に高い、日本人の知識水準、科学水準が高いということになるわけでありまして、まあ相手の国は日本人がまねをしたと言いますが、日本人のつくっておる連中に言わせると、そんなことはないのだ、むしろがちょうと検討しておいて最終段階になったら、外国がそういう製品を出したので、時あたかも同じものになったので、何も意匠登録を盗んだのではない、こういう説が非常に多い。私も産業人の言うことをそのまま聞くわけではないのですが、大体その程度の技術、科学の水準に日本人はあるということだけは事実であります。ですから戦前のように日本人はすぐものまねをするといふわけでも、私はやはりそうでなく、日本人の技術、科学の水準というものはこれだけ高いのだということも、外国人にもPRをしなければならぬ。日本人も相当戦前には世界の三大強国、五大強国と言いましたが、アメリカやその他に行くと、日本はシナの一種じゃないかというところさまだ言っておるような者もあるのですから、私はやはりもう、日本の実力、日本の実態、こういうものをよく見ていただければ、こういう誤解も解けるだろうと思いが。九月から十一月にかけてIMFの総会がある、世銀の総会がある、オリンピックが、今度は何十カ国から全部来るわけでありまして、私はそれで日本の実情を見れば、日本という国はおそろしく先進国なんだという

ことは十分認めていただけると思

う。私の友人のある代議士が中国とソ連へ行きまして、中国とソ連の機械工場はたいへんなものだ、こういう話を聞きました。君はそれでは大阪のナショナルの工場を見たことがあるのか、いや全然見ません。ナショナルの工場などは世界で最高水準にある、西ドイツから来てびっくりしたほどでありますから。そういうことをやはり外国人にもっと理解していただくということが、大きな問題だと思います。

もう一つ、国内は、やはりわれわれ代議士などが選挙区などで話をするときでも、代議士の言うことというものは国民はなかなかよく聞いてくださいますから、国産品が安くいいのだということとを、与野党一致でひとつ推進をしていただく。政府もそれに対してできるだけの努力をするというようなことをしていく以外になかなかない。私はそれよりも消費行政という面で、婦人団体にひとつ大いに国産品愛用の大運動を起こそう、そういうことに必要な予算などはばりつけよう、こういう考え方を持っているわけでありませう。

○佐藤(観)委員 御承知のように四月一日から観光渡航自由を実施するため、大蔵省から具体的な方法が発表されました。それによりますと、外国へ観光渡航の費用は、円払いで運賃除いて一人一年一回五百ドルの範囲で、為替銀行限りの承認で認めることになったというところであります。しかしそうかといっても民間では観光のことを商売にしておる銀行もあるし、それから観光会社なんかがあるというようなことをいろいろやっておるのですが、もし為替制限がないといえ、この制度をいつまで続けていけるのか、この点

の見通しはどうなっておりますか、伺いたいと思います。

○田中(蔵相) 観光旅行に対して一年一回五百ドルという制限は、好ましいことではあります。こういうことはできるだけ早い機会に撤廃をしたい、また撤廃をさるべき問題でございす。しかし何分にも三十年間も鎖国状態を続けてきた日本であり、鎖国で、いまからもう実態テレビ、雑誌、何を見ても、トリスを飲んでハワイへ行く。ハワイは全く日本の州のような考えであります。こういうように日本人が、どう考えてもどうも外国へ行くたい。日本じゅう全部を知らないで外国へ行くたい、こういうのですが、日本でも外国のようにいいところがある、日本から、こういうことから政府はたいにやりたいと思ひますし、そういうことをやっているとくに国際収支がだんだんよくなってくる、日本の貿易も大いに伸長する、こういうことになれば、戦前のように自由に行くといふことになるわけでありまして、IMFでも特認事項になっておりますが、こういうことは国民の努力によつて、できるだけ早い機会に撤廃するべきである、撤廃されるような事態こそ好ましい、こういう考えであります。

○佐藤(観)委員 大臣もよく御存じだと思ふのですが、最近はいまおっしゃるように外国へ行く海外ブームというもの、レジャー・ブームと同じように非常に大きなブームになると思ふのですが、一体そういうようなことをしておいて、先ほど私が心配しておりますように、外貨がますます不足する

というような危険はありませんか。ただ私はそれによつて外貨の外国へ出るといふ率が、非常にふえるのじやないかと思ふが、そういう点についてもどのくらいの程度までになるかということ、為替局あたりで調べていただくことがあるかどうか、大臣はどんなようにお考えになっておるか、伺いたいと思ひます。

○田中(蔵相) 先ほど申し上げましたように、今年度は九百万ドルから千万ドル程度の受け取り超過であります。私はやはり三、四千万ドル、多ければ五、六千万ドルくらいいけいに出るのではないかと、こういう考え方でございす。同時に、これは三十年間も先ほど申し上げたように、押えておつたものが急に自由になるのでありますから、五百ドルという制限があつても、やはり出るほうが多い。しかし時あたかもちょうどIMFの総会と東京のオリンピック大会というのがございすので、よくしたもので、ちょうどうまく、出るというときには向うからもよけい来る。ですからことし一年間、びっちり国民の協力を得まして、今度はもう再び門戸を開けないのでありますから、あわくつて行くことはいままでは出れなかつたのでありますから、何とかして出ようといふこととでありましたが、自由になるといつでも買えるということになると、物は買わないのであります。同じこととあります。いつでも出れるのでありますから、健康も十分考えて、一番いいときに出てもらいたい、こういうことを大いに国民的に運動も起こしてまいりたい、このように考えます。

社用消費の中でも、社長がやめるとか、会長がやめるとか、部長が退職するときは、大体いまほとんど海外旅行を二カ月くらいやってきてからやめる、こういう問題に対して、この間国税庁で話をして、税金を取っているのか、こう言いましたら、議員の手当等に對してもいま検討しておるのでありますから、かかる外国旅行に対して、社用消費しておるのは当然検討しなければならぬといふことであります。私のほうで悩まれて、税のほうでやりませうといふようなことを言うわけではございせんが、やはり税負担の公平論という意味からも、海外渡航というものが、どこから金が出てくるのだというやうな実態調査もやっているやうであります。こういうことはいろいろやっているうちに落ちつくだろう、こういうやうに考えます。

○佐藤(観)委員 田中大蔵大臣は大体樂觀論者でありますから、あまりわれわれのやうないろいろ悲觀的な話はしたくないのであります。三十八年度は御承知のように八百萬ドルぐらゐの赤字が出ております。おそろしく今度オリンピックで相当来るだろうと思われまが、しかし今年度から——田中さんのやうな、大蔵大臣で外国へちよいちよい行けるやうなそういう方が考えられるのと、一生涯に一度だけでも行きたいといふやうな考え方の人たちは、私は相當考え方の相違があると思ふのです。それでおそろしく私たちの考え方は、日本人はまた特に外国へ行きたがる。國會議員もそうです。私はなかなかブームはとまらぬのじやないかといふやうに心配しておりますが、こう

いふやうな点では、これは大蔵省の管轄でないかもしれせんけれども、どれくらいを目安を置いておられるのか。今年度はオリンピックの關係で、いま田中蔵相が御説明あつたやうに樂觀してありますが、新聞広告やいろいろな広告で見ると、今後相當こういうやうな点でいろいろな方法、あるいはくじ引きに當選したり、そういうやうな賞品をつくらたりするやうな計画が非常にあるわけですが、そういう点についていろいろ心配される面もなきにしもあらずでございすが、その点はどんなやうに考えておられますか、お伺いをいたしたいと思います。

○田中(蔵相) 先ほどの数字にちよつと誤りがありましたので、訂正しておきたいと思ひます。三十四年度は千三百萬ドルの赤字、三十五年年度は四百萬ドルの赤字、三十六年度はセロ、三十七年度は二百萬ドルの赤字、三十八年度は千二百萬ドルぐらゐの赤字といふことであります。三十九年度は先ほど申し上げたとおり、オリンピックもありまが、いろいろ差し引き増減をして、六、七百萬ドルの赤字だろう、まあとんとん、こういう考え方であります。

私たち自身が外国にいつでも行けるからといふ考え方は——私はあまり外国へ出ることは好きではありませんから、議員としても一回ヨーロッパに行つたきりで、あとは大蔵省に参りまして参るわけでありませう。しかし一生にべん行きたいといふ人の気持ち、その実情であるといふこと、わかりまが、でありますから、そういう実情といふものをよく把握をしながら、適正

に、国民の協力を得るよう施策を進めていかなければならぬということ、非常なむずかしいことでございませうが、政府、国民各位一体となつてそういう施策を進めていくべきであるし、先ほども申し上げたように、外国人が来る——どんなに抑制しても出るものは出ますから、やはり外国人を誘致する、誘致することによって日本を見てもらう、日本を見てもらうことによって理解してもらうようになる、こういうことでございまして、外客誘致という問題に対しては、先ほども申し上げたように、ホテルの問題、新幹線なども一つにはその目的もあつたわけでありまして、国内航空路の充実、その他観光施設の充実に対しては、金融上その他財政上の措置もできる限りやってみよう、このように考えます。

○佐藤(観)委員 田中大臣がそういうようにお考えになって、海外渡航のために出国税というのを考えになりましたね。あれはなかなか田中さんらしい構想で、おもしろいと思うのですが、何かそれにかわるようなほかの方法があるのか、またそういうようなことをやってみて——これは制限というものはよくないことであるけれども、やはり国の財政当局とすれば、いまのようないろいろな赤字が続いておるときに、そういうようなことを考えるのはもつとも点があると思うのですが、田中さんの出国税の問題について取りやめになったというふうないきさつや、そのほか何かいい方法があるかどうかというのを、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

○田中(國務大臣) 私は出国税は悪い方策ではないというふうな考へておつたのです。ところが評判はあまりよくありませんでした。外国も悪いし、また日本の新聞、雑誌その他もよくない、こういうことであります。私はあまりそういうものは気にしません。また気にしませんばかりではなく、大蔵大臣という職制から、私がどんな批判を受けても、国家のまた国民の財政及び国際收支のためにプラスになるならばあえてやろう、あえて火中のクリを拾おう、こういうつもりで十萬圓取ろう、こういうことで出したわけでありまして、これに対して、IMFからも参りまして、国内税としてお取りになるのでありますから、財源確保のためにお取りになるというならば、IMFは何ら申し上げることはしない、しかし日本というものはいまだでしみ一つなし、羨望の的であったのでありますから、さような段階でかかることをおやりにならないことが、日本としては最もほめられるのではないかと、こういうことです。いや、ほめられなくても、事実の国際收支の問題その他から考へて私はこれをやりたい、こういうことを言つておつたのでございまして、その後、出国税を取つたことが重大なことで、いかに外国に行くことが重大なことかという点に対しては、国民自体も十分理解をされたと思ひ、ほかに方法はないわけではないけれども、いろいろな人たちの良識が、私にいろいろのことを申し入れたわけでありまして、大蔵省事務当局も、初めは非常に意気込んでおつたわけでありまして、別にも方法がありますので、

ことで、御承知の、持つてくるみやげに対して非常に甘かつたのでありますから、こういうものに対しての制限をやろうとか、こちから持ち出す日本円は、絶対に持ち出してはいかぬことになっておるのですが、事実持ち出しのおおる形跡があります。これらを押さへようとか、もう一つは、さつき申し上げたように国税庁は、何でもやるわけではございませんが、海外に行けるような人は、一体行つた費用はどこから出たかというふうな問題もひとつ考えよう、こういうふうな問題もひとつ考えよう、あるいは、大臣の言う出国税に当たるものぐらひは、ちゃんと実効をあげられますよという話がありましたので、私はあきらめたわけではありませんが、いざいざにしても今日の段階において、八条國移行の段階において、これをやることは好ましいことではないというふうな議論がありまして、たゞ、一応取り下げたわけであり

○佐藤(観)委員 これは大臣以外の事務当局の方に——いま大臣から、いろいろの制限をやつて埋め合わせができるというふうなあれがありました、これは事務当局でけつこうであります、これは御答弁願へませんか。

○渡邊(誠)政府委員 海外渡航につきましては、年一回五百ドルという旅費をもつて観光渡航に参ることが、明日から自由になるわけでございます。しかしながら御承知のとおり外貨事情が必ずしも海外渡航に非常なふえるというのを許すような状況にはないわけでございます。八条國移行というのは、結局、従来政府が為替管理で押えておりましたのを、今後は国民各位の

自覚によつて、国際收支についても十分考慮を払つていただき、良識を以つて外貨の使用をはかるという点に、一つの意味があると思うのでございます。政府が従来管理しておりましたのを、国民が自分の問題として、外貨をいかに有効に使用するかという点について考へていただく一つの機会になると考へておるのであります。結局は国民の良識に待つ点が大きいというふうな考へております。

技術的には、四月一日から旅行者の持ち帰り品、携帶輸入品につきましては、従来日本は非常に甘かつたのでございまして。たとえばウイスキーやブランドーを六本持ち帰れる、その他香水、時計、ゴルフバッグというふうなものも持ち帰れるようになっておつたのでございまして、これは諸外国に比べて、大體諸外国の例を参照いたしました、携帶輸入品の数量を、たとえばウイスキーにつきましては三本というふうな制限をすることになっておるのであります。これは一つは持ち帰り品によりまして外貨の流失を少なくしたいという考へ方でございます。

なお、観光渡航は非常にお金がかかるのでございまして、たとえばドイツ人がフランスへ観光渡航するといふような場合には、ガソリンの費用だけ参れるわけでございますが、日本の場合には、飛行機でも何十萬圓という航空運賃を支払い、かつ、ついでだからというので一カ月とか一カ月半とか、長い旅行をなさる場合が多いのでございまして。そこで旅費五百ドルというものが、一つの渡航の制限になるだらうと思つたわけでございます、それ

れにつきましてはIMFでも特認をとつておるのでございます。

なお、いま申し上げましたとおり海外渡航は非常に金がかかりますから、それだけの所得源泉があるかどうかという点につきまして、国税庁のほうでいろいろ御心配していただきまして、国税庁のほうは徴税の見地から、海外渡航者につきましては、渡航費を控出すために、不当に税を免れていようという事態が起きないようにしようというところで、場合によりましては観光渡航者の旅費等について、調査をするということもあるものでございまして。そういうふうなことをいまして、こまかいことではございまして、いろいろと対策を考へております。これはもちろん観光渡航を政府の力で抑えつけないというのではございまして、国民各位が常識的に行動していただくという点につきまして、側面から注意を喚起しておるというふうな次第でございまして。

○佐藤(観)委員 渡邊局長にもう一つ伺いたいのですが、外国の例——日本は御承知のようにウイスキーは六本、時計が三個ですか、たばこは百本とか、無税になつておりますが、制限のやまかという国、それから制限の率の少ない国というふうな例を知らしてもらいたいと思ひます。

○丸山(説明員) 今回いろいろの免税基準を非常にきびしくしたわけでございますが、大體みやげものに免税するといふ規定は、どの国にもないわけなのです。身の回り品については免税するのだ、いわゆる無税とするといふこととあります。しかし実際に時計を二個持つていた場合に、これが自分のも

のであるか、あるいはおみやげであるかということは、ちょっと判断ができないわけだ。したがってある程度身の回り品、携帯品の適当の量と考えられるものについては、免税しようという方式であり、各国ともそういう方式でやっております。特に嗜好品である酒とかたばこというものは、国際的な条約もございまして、大体各国とも一本か二本、あるいはたばこで言えば二百本というふうなぐあいになっております。従来日本は酒六本とか、あるいはゴルフ・セットとか、こういったものを免税で認めておったわけですが、これは終戦後ずつとのしきたりできたことであらうことになりまして、国際水準並みに免税基準をきびしくしようということでもございまして、アメリカにおきましても、数年前従来五百ドルまで認めておりましたのを、百ドルに制限してございまして、大体日本もその程度に今回制限したわけでもございまして。

○佐藤(観)委員 ついでにもう一つお伺いしたいのですが、いままでの状態から、免税されるという額が一年に、おおよそその見当だけでいいですが、どのくらいの額になるかわかりませんか。

○丸山説明員 免税額については、いまちょっと手持ちの資料がございませんで、大体時計につきましては十一万個程度入ってきております。これは日本に入ってきて高価時計、いわゆる鑑定価格六千円以上のものとしては大体同量になっております。ゴルフ・セットもかなりの量が入っておりまして、大体日本の輸入量の七五%と

いうものが携帯で入ってきております。またウイスキーにつきましても大体八十六万本入ってきております。これは日本のウイスキーの総輸入量が百万本でございまして、大体八十何%入ってきておる、こういうような状態でもございまして。

○佐藤(観)委員 もう一つお伺いしたいのですが、日本では密輸入が毎年出ておりますね。そういうウイスキーとかブランドとか、あるいは時計、宝石類、そういうものは毎年の統計でどのくらいになっておるのか、概略でいいですけれども、わかりませんか。

○丸山説明員 いまここにはちょっと資料を用意してございせんが、最近の密輸入の傾向と申しますのは、食料品とか、そういうものはわりあいになくなくなっておりまして、貴石、金属、そういうものが多くなっております。また国内でまだ輸入割当てをしておるようなもので、簡単に輸入のできないようなもの等、国内で非常に需要の高いもの、あるいは国産品の価格をかなり引き上げておいて、そうして外国製品のほうが安いというものが、こういう品物につきまして密輸入が行なわれております。こまかい食料品とか、そういうものの輸入の傾向はだんだん薄れてきております。

○佐藤(観)委員 もう一つ伺いたいと思うのですが、ブランドとかウイスキーのいいもの、そういうものも相当やみで回っておるようなパーなものか、聞くのですが、そういうのはどういふふうになっておるのか、これも現状を説明してください。

○丸山説明員 先ほど申しましたとおり、ウイスキーとかブランドが相当

携帯品で入ってきております。それからまた、これは必ずしも普通の旅客、観光客あるいは業務渡航のお客に限らず、船員についても一本程度のウイスキーの持ち込みを認めておるわけでもございまして。そういう船員からの横流れとか、あるいは香港を往復しておる普通のお客さんが帰りに六本まで持ち込めるので、それを六本持つてきて、そうして横流しをするというふうなことも考えられるのでございまして。

○佐藤(観)委員 大臣にお伺いをするのでありますけれども、そういうものが、これは日本に限りませんけれども、ドル、ポンドの持ち出しとかいうことについてかなりやかましい国は、外国ではイギリスが一番ひどいのじゃないかと思うのです。しかしわりかた不快な念がないという点は、このごろイギリスもだいぶそういう点では寛大になりましたが、日本ではいま言われたようないろいろな例があるけれども、どうも少し語学がわからぬ点もあるかもしれないが、横浜の税関とか羽田の税関というところと立ち会う人が、非常に官僚的であるというふうな批判を聞くのであります。今度オリンピックで人が外国から来るような場合に、そういうことのないようにわれわれは心配しておるのですが、そういうような行き届いた方法がこれから講ぜられるのかどうか、これも大臣が係の人に伺いたいと思ひます。

○田中(國務大臣) 税関の職員は態度その他に對しては、國際的になるようにという事で十分注意をいたしておると思います。またオリンピック等に対して特別な陣容を置かなければならぬという問題に對しても、そのように考えております。税関とか税関とか、特に人に接する者に対しては、将来もう少し待遇をよくしたり、また高級な教育をしなればいかにぬというふうなことも、十分考えておるわけでもあります。

日本が非常に今まで悪かったというのは、お客の質も悪かったのです。これが問題なんです。相手が悪いです。しておらなければ、税関検査もそんなにこまかくやるわけはないのです。が、先ほど申し上げたように、時計でも何でも、とにかく日本に入ってくるもの八〇%、八六%というふうに入っておるといふことでありますし、それも制限額よりも大体よけい持つてきておる、こういうことなんです。そういうところの問題があるわけなんです。

もう一つ、やはり日本を取り巻く環境ということもあるわけなんです。密輸が非常に多い。特に密輸の中に麻薬関係がある、こういう問題もあります。これは外国人に対してはできるだけアメリカや西ドイツ、またイギリスの例を見ましても、もっと迅速にもっと親切にということでもあります。なかなか犯罪摘発ということも別に兼ねておりますので、そういう意味であまり甘くすればどうにもならなくなってしまう。少しやると調べられるほうはがんが言ふ。こういうところは問題があるわけでありまして、特別な事情、地域的な事情、また持ち込み方が非常に多いという特別な状況、こういうことで必要やむを得ざる処置だったわけですが、それにしても、もっともって合理的にやらなければいかぬというところで、税関職員もちゃんと合理的になるかわりに、持ち込み制限もやろ

う、こういう両建てでいま合理化をはかつておるわけでありまして、少なくともオリンピック等に対しては、外国人観光客などに不快の念を持たせないように慎重な態度でやりたい、こう思ひます。

○佐藤(観)委員 もう一点違った点であります。外資の流入、御存じのよう最近ロンドン、それからスイスで、いろいろ外債をうまく募集されておるようでありまして、この外資の流入という事は、せっかく国内で景気の過熱の問題について調整をしようという、一つの金融政策の効果を減殺するあれがあるのじゃないかということが考えられますが、その点は十分にお考えになっておられますか、伺っておきたいと思ひます。

○田中(國務大臣) 確かに国内が引き締めの状態のときに、一つの抜け道であるという事で、外資あきりをされては困るという事は事実であります。また半面、外資は必要であるということにもなっておりますので、これが調整に對しては十分配慮いたしておるところでございまして。でありますから、大蔵省が一々件名別、内容別に審査をして、資本流入に對しては許可をしておるわけでありまして、これが国内の金融引き締めをやっておる状態のときに、外資をあさって、その会社、その企業だけが、潤沢な資金によってまかなわれるために、政府が行なう施策があと戻りをする、影響を受けるというようなことのないように、十分な考え方でおります。

○佐藤(観)委員 イギリスとスイスでは、一応日本の外債は成功したのでありますが、今後そういうような方法を

ヨーロッパでとられる意思があるかどうか、これも伺っておきたいと思ひます。

○田中閣内大臣 御承知のように去年の七月からアメリカの市場では、ほとんどオール・ストップという状態であり、西歐市場は、アメリカの市場に比べて小さいことであります。戦前の縁故もあり、日本の経済成長に対する関心も非常に強いようであり、御承知のイギリスの外貨債の引きかえを契機にしまして、打診をいたしましたところ、その後政府が企図した立場で順調な流入ができたわけであり、しかしものに限り度がありまして、これ以上幾らでもできるというものはないわけでありまして、ヨーロッパ市場の状況、特に日本の信用維持という考え方から、慎重にケース・バイ・ケースで考えておるといふことであります。

○佐藤(観)委員 アメリカの利子平衡税の問題については、われわれも現地に行つていろいろ伺つたのであります。田中さんが期待されたとおりのことがなかつたといふことは、ケネディ大統領の急死といふような問題もあつたと思ふのですが、私はこの点について、アメリカで定められたヨーロッパという点は、転換が早くうまかつたと思ふのであります。アメリカといふ国のいろいろな情勢が變つてゐるというところは、ジョンソン大統領ではなかなかケネディ大統領のようにはいかないといふことは、総理大臣、大蔵大臣たちも十分に認識されてゐると思ふのであります。やがてやがてという転換をする場合に、将来の日本のことを考へて、ヨーロッパとの関連を十分にさせると

いふことが必要であると思ふのです。こういう点については、国としてはいまだにアメリカにいろいろ依存をしておつたけれども、これはアメリカのドル防衛といふ国内情勢のためにやむを得ないといふことであります。やがてやがてといふような転換といふことは、やはりこれからヨーロッパにいろいろな金融市場を求めるといふことについての腹案があるのかないのか。そういうお考えはありますか、どうですか。伺つておきたいと思ひます。

○田中閣内大臣 アメリカにしろヨーロッパにしろ、限りあることでござい、また無制限に発行するといふやうな考え方は絶対持っておらぬのであります。外貨債の発行は内国債と違ひまして、外国市場の制約を受けるわけであり、やはり国際的な信用の維持、確保といふ問題があります。これはおのずから限度があつて、外貨債が発行されておるわけであり、利子平衡税以後、アメリカの市場はストップでございまして、日本がかつてアメリカで発行したのも三分の一ないし半分くらい、あるものに對しては半分近くヨーロッパ市場で消化されてゐるわけであり、でありますから、日本の銘柄その他に對して理解があるといふことで、転換も非常に早くあつたわけであり、われわれが当初考えたよりもヨーロッパ市場といふものが、金融市場がゆるんでおつたといふことも言えると思ひます。イギリス等も御承知のとおり、今年度四割といふ見通しを立てておりますが、なかなかうまくいかぬといふ問題

もあり、また外貨を非常に近年持つておるフランス、イタリア、西ドイツの場合も、コスト・インフレになつて、企業の収益率といふ問題とコスト・インフレの問題で、企業もなかなか高度な成長を遂げられないといふことで、金融市場、資本市場といふものが多少ゆるんでおるといふことが幸ひしたと思ひます。それだからといつて無制限に出せるものではないのでありまして、アメリカ市場、ヨーロッパ市場等を十分ににらみ合わせながら、今年度も昨年と同じように外貨債は一億二千五百万ドルの発行をお願いしておるわけであり、民間債等につきましても無制限にならないように、大体アメリカの市場で発行して、おつたものをベースに考えながら、日本の経済成長率とバランスをとつていきたいといふ考えでござい、最後に、これはわれわれもびつくりしたのであります。通産省が消費物資の二十五品目を調べたところによりますと、昨年の輸入実績は一年前に比べてバナナが三倍、それからインスタントコーヒー、チョコレート原料が二倍、てんぷら材料のエキが四倍、ダイヤモンドが二倍、食料品から宝石に至るまで、実にばく大な消費輸入物資の増加になっております。こういう点については、大臣はどうか、いろいろにお考えになっておられますか。いろいろな問題をわれわれが考えるときに、先ほど大臣も国産品の愛用といふ問題、あるいは日本経済のこゝとについて、外貨の問題について御心配されておつたと思ひますが、どうも国民の関心と政府のPRが非常に少ないのじゃないか。おまえらかつてなこ

とをやれ、高度成長、所得倍増といふことを言つたから、良心的に言えないのかも知れませんが、どうもあつたから自由になる場合において、国内のそういうものに対する対策が、どうも手薄じゃないかといふふうには私は考へておられますが、そういう点について、大臣はどのようにお考えになっておられますか。私たちは愛国心といふことは古いことばで、使いたくないけれども、日本の外貨がどんどんなくなつていく、円の信用が薄くなつていくといふやうな問題について、国民一人一人がやがて損をするのでござい、相當重要な問題だと考へておりますが、こういう点について、大臣、どのように考へておられますか、伺ひます。

○田中閣内大臣 原材料を輸入しなければならぬ国であるにもかかわらず、消費物資が多量に輸入されてゐるということは、非常に遺憾であります。これはあなたの御指摘のとおりであります。そういう意味で、政府が引き締めをやつたことを悪いと言ふ人もござい、それと同時に、引き締めをやらなければならぬほど消費物資を入れてゐるということが原因であります。でありますから、国民的に十分考へていただかなければならぬこととであり、政府も絶えずかかる国産品愛用といふ問題に對してはPRをしていかなければならぬ。ただ消費物資に對しては、特に食料品等は、国内価格の調整といふ意味で緊急輸入を行なう場合もござい、しかしそうではなく、もう製品であるものが非常にたくさん入つてゐる。特にバナナが五千万ドルも六千万ドルも入つてお

る。これは一時的な現象だと思ひます。バナナといふものは、そんなに長くもつものではない、そんなに長くないものだと思ひます。戦前などは、バナナのたき売といふわれたたき売の歴史を持つておりました。これは何年も経つたものだと思ひます。けれども、相當なものがある。あつたといふかんともしいといふところ、ござい、またインスタント・コーヒーなどよりも、お茶でも飲んでくれれば、健康にはますますと思ひますけれども、どうもこのごろは、風潮としてそういうやうな、かんでもつてちよつと切れるのがある。これはちよつと教育の問題その他いろいろ問題がある、これは国民的な運動として片づけていかなければならぬといふやう。またしかしそれまでに政府は打つ手はないのか、こう言へば、打つ手はないわけではないので、この間輸入担保率の引き上げを三五割まで引き上げたが、これでいいのかといふ考へ方もござい、これは閣内大臣でも問題に

はしておつても、禁止事項ではないわけであり、禁止事項ではないわけであり、いままでの常識を越えた新しい視野に立つた常識でもつて、制度上も考へなければいかぬだろう、こんな考へ方ではないかと思ひます。

○佐藤(観)委員 最後にお願ひもし、また要望もしておきたいのですが、どうも豚の肉が高くなつて、すぐ外国から輸入する。これは農林省の所管でありますけれども、そういうことで、どうも政府は自由化をやりながら、ときにそれと逆行するやうな政策をとる。朝令暮改といふ感じを持たれるやう

な——これは新聞やラジオの発表ということで、よけいそういう感じがするのかもしれないが、どうも政府全体として一貫した考え方が乏しいのではないかというようにわれわれは考えるわけであります。特にいま重要な問題になっておりますが、日本に消費物資が外国からどんどん入ってくる。これはいま大臣が言われたように、日本のものが悪いのではなくて、外国のものがいいというような感じも、これは心の底にありますけれども、どうも日本人の最近の傾向は、いろいろな国全体の利益を考えずに、そういう点については不必要な方法をとっているのではないかということが考えられます。

こういう風潮は——これは戦争に負けてからすでに二十年もたっている。日本は戦後ということはいがたいような現状にあると思いますが、そういう点について大臣はどのように考えておられるか。これは私たちもやはり外国に行けば、日本の国のいろいろなことについて不利のようなことがあつてはならぬということ、一人の國民として考えるわけですが、そういう点について、大蔵大臣というのは、重要な閣僚の一人でございますから、その点のことをお伺いしまして、私の質問を終わります。

○田中国務大臣 私は、戦後という
とばはあしたからなくなる、こういう
考え方で、四月一日の八条国移行は非
常に重要な、歴史的な瞬間であるとい
うように考えておるわけであります。
でありますから、内閣声明も発表いた
すつもりでございます。もうあと戻り
は二度とできないことでございます。
政府は、いや政党というものは、政

が失敗すればかわれば済むわけでありますが、国民というものの利益というのは長期に、永久に続いておるのではありません。そういう意味で、政府が言うことに對しましては、国民は批判するだけではなしに、その真意をよく理解していただきたい。同時に、国民自体を新しく――もう戦後戦後と言っておった時代を過ぎて、ほんとうに一人で動かなければならないときでありますので、長期的展望に立つて、まじめな、堅実な前進を続けるという考え方で、新しい国民性といえますか、教育に對しても――お互い戦後の民主化、自由化ということになれ過ぎておったような面もないわけではありません。ですから、もっとお互い将来というものを考えながら、堅実な方向をたどっていただくように、政府もあらゆる角度から国民に訴える、また事実を国民の前に明らかにして、協力を願うというような体制をつくってまいりたいというように考えます。

○山中委員長 定数を欠きましたから、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後零時二十五分開議

○山中委員長　再開いたします。

この際、有馬禰武君外十二名提出の酒税法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律
酒税法(昭和二十八年法律第六号)
の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号ハ中「八万五千八百円」を「六万三千五百円」に、「六万八千六百四十円」を「四万六千三百四十円」に改め、同項第二号中「六万三千五百円」を「四万五千八百円」に、「四万九千九百九十円」を「三万三千二百九十円」に改め、同項第三号イ中「四万八千六百円」を「三万七千四百円」に、「六万二千二百五十円」を「五万五千五十円」に、「三万五千円」を「二万三千八百円」に改め、同号ロ中「三万七千四百円」を「二万六千二百円」に、「四万七千九百円」を「三万六千七百円」に、「十万千円」を「八万九千八百円」に、「二万七千円」を「一万五千八百円」に改め、同項第五号中「九万五千円」を「七万千円」に改め、同条第三項の表中

八百五十八百円	六万二千五百円	四万八千六百円	三万七千四百円
---------	---------	---------	---------

を

六万三千	四万五千	三万七千	二万六千
------	------	------	------

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における酒税負担の現状にかんがみ、清酒二級、合成清酒、しようちゆう及びビールに対する酒税の税率を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

種葉たばこ 多以上を用 殊加香を施 中級品	一〇本	二五円
--------------------------------	-----	-----

たばこ 上を用 品香を 施	一〇本	二〇円
------------------------	-----	-----

黄色種葉たばこ 二〇%以上を用 いた中級品	一〇本
黄色種葉たばこ 二〇%以上を用 いた下級品	一五円

本案施行に要する経費
 本案による減収見込は、約五百億
 円である。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は
改定に関する法律の一部を改
正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

同
いこい
同
しい三黄 な特〇色

同
いこい
同
黄色種 三〇% 特殊加 しい中 した中

同	同
ン ゴ バ ル ッ ド	新生
内 長 周 さ メ 二 ー 四 ト ミ ル リ	同

同	同
ン パール ット デ	新生
内周 長さ メー 二七 四〇 ミル トル	同

黄色種葉たばこ 二〇〇以上を用 いた中級品	一〇本	一五円
黄色種葉たばこ 二〇〇以上を用 いた下級品	二〇本	二五円

附則
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由
製造たばこのうち、いこい、新生及びゴールデンバットの最高価格を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約四百五十億円である。

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（免税点）
第五条 入場料金が一人一回の入場について次の各号に該当する場合

- 一 映画、演芸（舞踊及び音楽を除く）、音楽（レコードにより聞かせるもの又はこれに類する

に改める。

- ものに限る）、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所（これらの場所に類する場所）、政令で定めるものを（含む。）にあつては、三百円以下
- 二 演劇、舞踊、音楽又は音楽（前号に該当するものを除く。）を多数人に見せ、又は聞かせる場所（これらの場所に類する場所）、政令で定めるものを（含む。）にあつては、六百円以下
- 三 前二号に規定する場所以外の場所にあつては、三十円以下
- 六条中「前条第一項」を「前条各号」に改め、「（前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この条において同じ。）」を削る。

附則

- この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に領収した入場料金（入場税法第七条の規定により領収したものとみなされる入場料金を含む。）に係る入場税については、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- この法律の施行後に入場するた

入場料金に対してこの法律による改正後の入場税法（以下「新法」という。）を適用したならば新法第五条の規定の適用を受けることとなる場合において、当該前売りに係る入場料金に対してこの法律による改正前の入場税法の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたときは、当該払いもどしを新法第十三条第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

以上の場合には、この限りでない。
5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

入場税法の施行の状況にかんがみ、入場税負担の軽減を図るため、免税点を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約七十億円である。

○山中委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。田中武夫君。○田中（武）議員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました酒税法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案につきまして、三法を一括して、その趣旨を御説明申し上げたいと存ずるものであります。

まず最初に、これらの法律案を提案するに至りましたゆえんのもの、次の二つの主要な理由に基づくものであります。
すなわち第一は、最近の諸物価の値上がりは異常なものがあつて、大衆生活、特に低所得者層の生活を著しく圧迫しているということであり、物価抑制のためには、何よりも政府が率先して物価上昇ムードの根幹である高度成長政策を転換するとともに、思い切った物価抑制のための施策を実行せねばならないことは申すまでもないこととありますが、これらの諸施策とあわせて、大衆生活必需品の消費税を大幅に引き下げ、その結果を確実に末端消費者価格の引き下げに反映させることにより、物価抑制、値下げへの方向を強力に推進することが必要であります。

第二は、今国会に提出されました政府の一連の税制改正案は、直接税に片寄つたものであり、かつあまりにも申しわけのな少額であります。間接消費税の軽減は全く取り上げられていないというのであります。これは間接消費税が逆進的傾向が強く、しかも高率の大衆課税となつていて、現実からみて適切を欠く措置といわなければなりません。

このような政府の物価、減税政策に強く反省を求めるとともに、物価高の中で直接税の減税から取り残された広範な低所得者層に対する対策を重視し、酒税、製造たばこの定価及び入場税につきまして、それぞれ次のように軽減することといたしております。

酒税につきましては、酒税法の一部を改正いたしまして、大衆酒の大幅減税を行なうことといたしております。

すなわち清酒二級につきましては、一・八リットル当たり四十円、合成清酒は同じく三十円、しょうちゅう同じく二十円をそれぞれ減税し、ビールにつきましては大びんにつき十五円を減税し、標準小売価格を百円とすることといたしております。

次に製造たばこの定価につきましては、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正いたしました、大衆たばこの定価をそれぞれ、い

こい二十本詰め現行五十円を四十円に、新生二十本詰め現行四十円を三十円に、ゴールデンバット二十本詰め現行三十円を二十五円に値下げするよう、それに見合つて法改正をいたして

おります。

また入場税につきましては、入場税の法の一部を改正いたしました、入場税の免稅点を大幅に引き上げること

としております。

すなわち、入場料金が一人一回の入場につき免稅点を舞踊及び能楽を除く

映画、演芸、レコードにより聞かせるものまたはこれに類する音楽、スポー

ツまたは見せるものを多數人に見せ、または聞かせる場所及びこれらの場所に

類する場所、政令で定めるものにあつては三百円以下とし、前号に該當

するものを除く演劇、舞踊、能楽または音楽を多數人に見せ、または聞か

せる場所及びこれらの場所に類する場所、政令で定めるものにあつては六

百円以下とし、それぞれ所要の措置を講ずることとしております。

以上が三法案の提案の趣旨並びにその内容の概要であります。

なお念のため申し上げておきますが、これらの三法案の改正に伴い、初

年度約九百億圓、平年度約一千二百億圓の歳入減となるの見込みでありま

すが、これらは税の自然増収約七千億圓をもつて十分にまかない得るものと

信じております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことを切望いたします、

提案説明を終わります。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は次会に譲ります。

この際暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後六時二十九分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

外國為替及び外國貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案の兩案を議題として質疑を続けま

す。武蔵山治君。

○武蔵委員 大蔵大臣に最初お尋ねをいたしたいと思ひますが、いよいよ明日から八条國移行、さらにOECD加盟等による完全開放体制に入るとい

ことで、いろいろ私も野党の立場から、日本の今日の經濟情勢とそうい

う體勢とのからみ合いなども非常に心配いたしておるわけでありすが、ま

ず、科學的に、大臣に、主權を交えな

いで、八条國移行といふことは一体日本資本主義にどういふ得失があるのか、

利益になる面とマイナスになる面、この兩面を、特に財政をあずかる大蔵大

臣という立場から、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中國務大臣 毎度申し上げておるわけですが、大きな意味では、日本はただ背伸びをして八条國に移行しようといふわけではないのでござ

います。貿易依存の國でありますから、これから輸出を伸ばしていか

ねばならないといふときでありますので、ただ輸出を伸ばすわけにはいか

ないわけでありまして、日本も自由化に應じ、また為替制限等をしないとい

う意味で門戸を開く、こういうことで、究極の目的としては、國際社会、各國の理解を得て、輸出の振興をはかつて

いかなければならないわけでありま

す。そういう意味においては、大きな意味で國際收支が大いに改善をせら

れ、外貨の安定もできるわけであり

ます。

また大蔵省としまして、財政面からのマイナス面といひますものをい

て申し上げるとすれば、自由な状態になるわけでありまして、國際競争に耐

えない農業、中小企業その他の部面に對して、國際競争に耐えるまでの間、

財政上、税制上、金融上、あらゆる立場でこれをサポートし、援助をし、ま

た育成をしていかなければならない、その過程において國家財政の上で大きな支出があるわけでございます。

また經濟全体の面から考えますと、どこまでも不自由な為替管理を行な

う状態ではおれないわけでありまして、いつかは通らなければならぬ関

門とも言えるわけでありまして、そういう意味で、関門を通ることによって、

長いこと病院生活をやっておった人が、なかなか表へ出ることはたいへん

だと言つておつても、一生病院におれるわけではないわけでありまして、

思い切つて出てみることによつて抵抗

力ができる、更生もできてまいるといふことでありますので、そういう意味

では、私は、大きなプラスをもたらすものである、こういうふう

なものに對する、圧迫、あるいはこれをねのけるための保護のために税

制、金融の面でたいへん資金を必要とする、こういう程度がマイナスの面だ

とおっしゃるが、もっと大きな日本の國內における、たとえば外資が非常に

ゆるく入つてくるために外國資本に産業支配を行なわれるとか、あるいは

國內産業秩序を亂されるとか、その他特に短期の外資の激しい流入によつて

國內金融市場の攪亂をされるとか、そういう幾つかの心配の種があると私

たちは認識しておるのでありますが、大臣はそういう点についてはどのような

認識を持たれておりますか。

○田中國務大臣 先ほど申し上げましたように、生みの悩みであり、いつの日にか通らなければならぬ関門を

通る、こういうことを申し上げたわけでございます。ですから、その過程に

おいて、あなたがいま御指摘になるようなことが皆無とは言へませんが、

たそのマイナス面とプラス面とどっちが多いかといへば、プラス面が多いこ

とは言うをまたないわけでありまして、プラス面の多い道を選び、マイナ

ス面に對してできるだけ万般の措置を行なうことによつて國民に迷惑を

かけないようになつていくことに尽きると思ひます。それは歴史が証明して

おります。それは歴史が証明して明

治初年の状態から、開國に踏み切つてから今日まで九十年の姿、それから

戦後昭和二十年から二十四、五年までの間、管理貿易から独立後の貿易を

して、外資の導入もさることながら、外

やつておる中共やソ連とかそういう地下資源を物質を十分持ち、労働力もあ

るけれども、自分が考え、研究し、行ない、すべてのものを完成するといふこ

とがいかにたいへんか、人類の歴史が証明しておるのであります。人類がよ

り広く交易をするところに非常に進歩

發達が急速にあることは、世界の歴史であります。そういう意味からい

つても、やはり日本が物資を持たず、狭い國にこれだけの人間を持っておる

のでありますから、私は、やはりその道が日本人としては、好むと好まざるにか

かわらず、そうすることによつてのみ生き得るのだといふ一筋の道であり

ますから、やはりその道を選びながら、マイナス面に對しては万般の措置を行

なう、こういう考えでございます。

○武蔵委員 日本が裸で自由經濟の體制の中に飛び込むことは、やがては受

けなければならぬ試練であるけれども、現状は対日差別や何かをして、アメ

リカにしてもあるいはフランスにして、が対日輸入制限などをしておる、ある

いは品目を定めておる、こういう状況をはずさないと前提条件のもと

に、こちらが裸になつて入つていくなら、私はまだがまんできるが、そう

いものはそのまま存置されておつて、そうして今回のような八条國に入ると

いふことは、少々日本にとつて分が悪

いのではないだろうか、こういう心配を私はするのですが、その点はいか

ですか。

○田中國務大臣 分が悪いといふ考

え方をこちらには持つていないのであり

ます。分をよくしよう、こういう考

えであります。御承知のとおり六十

余力國

を相手にしてけんかをした日本であり
ますから、相手は日本は負けたのだ、
われわれは勝者なんだという考えで、
相当な考えを持っておる事実は私も承
知をいたしております。でありますか
ら、二国間交渉でもって対日差別待遇
を一つ一つ撤廃させることがいかにか
たいかという事は、過去の歴史がそ
のとおり証明しておるわけでありま
す。でありますから、総理がヨーロッ
パを回って、ベネルクス三国やフラ
ンス、イタリア等急速にガット三十五
条援用撤回に踏み切ったということ、
またそれは総理が回ったからだけでは
なく、日本のガットにおける一括関税
引き下げに対する基本的態度を明らか
にしたこと、OECDに対して加盟を
するという事、またガット等におい
て、低関税国援助に対しては、世界の
先進工業国と歩調を合わせて努力をす
るという世界的な立場に立つて日本の
基本的な立場を明らかにしたことが、
戦後十六、七年間も片づかなかつた
ガット三十五条の援用撤回が急速にで
きておるといふ事実、また低関税国に
対する援助その他によって、南アメリ
カ諸国も競って日本との間に差別待遇
を撤廃する、こういうような状態に
なっておりますので、私は、一つずつの
ものを片づけることもさることながら、
やはり国際機関に加盟をして、国
際機関の場において多数の力もかりな
がら、またお互いの立場で議論をして
いくことが、差別待遇を撤廃する非常
にいいことだというふうに考えます。

もう一つは、IMFの問題に対して
の実情でございますが、これから国際
経済に伍して、日本がいま十五億ドル
でいいのか、二十億ドルでいいのか、
二十五億ドルであつてもいいのか、こ
ういふ問題が絶えず国会においても行な
うられますが、IMFになぜ加盟した
か。日本の円が国際通貨としての価値
が認められるという事だけではな
く、これからは自分一人でもって国際
経済の波瀾に対処するという事は、
言い得てなかなかむずかしいことであ
りますから、IMFとか、世銀とか、ま
た国連とか、そういう場において、お
互いが共同の責任で通貨の安定をし、
貿易の調整を行ない、経済の発展に資
しよう、こういう機構でございませう
です。ですから、スタンバイ取りき
めなどもできるわけです。イギリスが
三十億ドルのスタンバイをやつて今
日に至つておるといふ事実、日本もか
つて三十六年にスタンバイを三億五
百万ドルやりましたが、あえて使わな
かつたけれども、経済は非常に復興し
たし、また今度三億五百万ドルのスタ
ンバイ取りきめを行なつておる。こ
ういふような、いわゆるお互いが中小
企業として立ち上がる場合でも、自分
の金、兄弟の金、身内の金だけでも
て立ち上がるほうがいいのか、銀行と
のつながりをつけて、銀行の力も十分
利用しながら伸びていくのがいいのか
という事は、あらゆる意味で近代的
な体制はいずれの道かということもわ
かるわけでありまして、十四条にと
どまることが日本自体のためになる
ということではないのでありますから、
八条国移行ということが探になつてあ
るまいというけれども、明治初年に領
土が開港かという議論も同じ立場で議
論されたわけでありまして、私はやは
り開港論ともいへば八条国移行は前

向きでこの道を選ぶべきである、こ
ういふ気持ちでおるわけでありませ
う。
○武蔵委員 かりに企業が拡大をし
ていくためには借金をしなければなら
ぬ、あるいは銀行から借入れをして
さらに生産を増強していくとか、さら
に工場規模を拡大していく、それはわ
かります。必要な資金を外国からそ
ういふ形で国が仰いでくるといふこと
もわかります。それには、今日の対外債
権債務というふうなものを検討して
も、あまりにも安易に日本の経済は外
国資金にたより過ぎておる。そこで八
条国移行になつても、そういう借入れ
れ金によって日本の国力を強め、経済
を拡大するためにはいいんだ、大臣は
そういうお考えでありますか、しから
ばその借りたもの、あるいは外国資金
というものの、こういうものをいつど
ういふ段階で返済をし、また日本の国力
がそれによってこの形までレベルアッ
プされるのだ、そういう青写真という
のは一体どの程度のことを大臣として
は想定しておるのですか。

○田中事務大臣 外国から金を借りな
いでやつていければ一番いいことであ
ります。西ドイツは戦後同じ復興でも
民族資本によって今日を築き得たわけ
であります。日本はあれだけの爆撃の
中でどうにもならない状態でありまし
たので、外資にたよつて今日を築き得
たわけでありまして。私は外資に無制限
にたよるといふのはありません。あ
りませんが、少なくとも無資本の状態
で立ち上がっていくには、ある程度外
部からの借入れにたよらなければなら
ない。またそのたよつたことが返せ
ないような状況ではないというの、
明治初年も同じことで、日本の電力と

か鉄道とかは外資によって立つたわけ
ですが、外国にこれを取られたとか、
外国に支配されたという例もなく今日
にきておるわけでありまして。そういう
意味で、必要なものに對してやむを得
ざるものは外資にたよることは間違
た道ではない。しかしでき得べくば、
いつまでも自転車操業できるわけでは
ありませんから、こゝらでひとつ外資
もさることながら、国内も物価が高い
し、また消費も堅調過ぎるというくらい
であつて、輸出振興のために、企業基
盤の確保のために、内需を刺激しなけ
ればならぬというよりも、もう行き過
ぎているくらいに国内消費は堅調であ
ります。そういう意味で、やはり私はこ
こで資本蓄積、貯蓄増強、こういうこ
とも考えなければいかぬ、こう言つて
私はいろいろの税制上の施策などを
やつておるのですが、どうもおしかり
ばかり受けておるわけでありまして。し
かしこれは、国内において資本調達も
できない、外資も借りるなど言へば、
座して死ななければならぬ、こういう
わけでありまして、座して死を待つ
わけにはいかぬ。いままででもって、日
本人がとてこのままで満足できるわ
けはないのでありますから、やはり車
の両輪のように、内部においては自己
資本の充実と貯蓄の増強をはかりなが
ら、外部からはやはり外資の導入も良
質なもの、これは入れていく、これを
返せるか返せないかということ、こ
れはもういままで借りたものを返して
おる、こういうことであります。私は
日本の経済の成長はこれを返して余り
あるものだ、こういうことを考えてお
るわけでありまして。どういふ経済的
な見通しを持てているかというの、い

わゆる所得倍増、こういう政策をいま
立てておるわけでありまして、所得
倍増政策をやることによって外資も楽
々と返せるようにしよう、こういうこ
とでございまして、ぶつかったところ
勝負という考えでもありませんし、や
はりあしたのために思いをはせて、十
分慎重かつ勇氣を持って対処いたして
おるわけでありまして。
○武蔵委員 所得倍増論のこれからの
十年間の見通しや、その経済政策がは
たして適切でありやいなやということ
については、後刻ひとつ質問を続けた
いと思ひますが、せっかくきょうは調
印式のお疲れのあと出席を願つた外務
大臣に先にひとつお尋ねをして、早い
時間にお帰りをいただくようにしたい
と思ひますので、まず外務大臣にお尋
ねをしたいと思ひます。
最初、常識的な質問であります。が、
今日の日本は、先進国といふのか、一
休何と定義したらいいのか、大臣の所
見を先に承つておきたいと思ひます。
○大平事務大臣 これはいろいろどう
いうところに判断の目安を置いて定義
するかといふことによりまして、先進
国ともいえるし、中進国ともいえる
と思ひます。ただ大事なことは、現実
の経済外交を推進いたしてま
いる場合におきまして、のみならず国
内の経済政策もそうでございますが、
日本の経済の実態に即してやつてまい
るということでございます。先進国
的に非常にすぐれた部門もございま
すが、また非常にバック・ワードな部
面もあることは武蔵さん御承知のと
おりでございます。したがって、問題
のテーマのとり方によりまして、先進
国ともいえるし、中進国ともいえる。現

実の政策は実態に即してやらなければいかぬ、私はそう思います。

○武蔵委員 一定の基準の取り方によつて先進国ともいえる、あるいは中進国ともいえる。どんなデータでどんなものを基礎にして日本の国を表現した場合先進国といえるか。また、どういふものを要素として勘案した場合にまだ先進国とまではいかぬのだ。大臣は、一体どういふことを基準にして先進国あるいは後進国、あるいは中進国と表現をされますか。

○大平国務大臣 いまお尋ねの問題は、ガットその他でも原則的にしよつちゅう問題になることでございします。が、一國の国民総生産というやうなところをとらえてみますと、わが国は、世界で上から数えて五番目というやうな立場におりますので、そういう角度からいへば確かに先進国といえるわけでありまして、しかしパー・ア・ヘッドのインカムから申しますと、まだ二十位内外のところを彷彿いたしておるというわけでございます。そういうやうなところを分析のメスを入れてみますと、文字どおり先進国の域に達したというわけにもまいらないと思ひます。

○武蔵委員 昨日ですか、企画庁長官が国連貿易開発會議出席にあつて、日本は中進国である、だから中進国の立場をこの國際會議において強く主張してまいりたい、こういう談話を發表して飛行機に乗つたということが記事に報道されておるわけですが、企画庁長官のこういう中進国だといふ規定の仕方、これに対して外務大臣は一体どのようなお考えを持っておりますか。

○大平国務大臣 國連の貿易開發會議の問題として、この間あなたの本會議の御質疑にもありましたように、プレビッシュの提案等をめぐつていろいろ議論が行なわれております。その中で第一次產品の問題、特惠の問題を取り上げてみましても、先進諸國とわが國が受ける影響を見た場合に、よほど様相が違つておるわけでございます。で、低開發國との間の貿易の比重が非常に重いということばかりではなく、わが國が農業という非常に腰の重い部門を廣範にかかえておる事情もございまして、ああいう急進的な提案には容易に先進國と同一歩調をとり得ない立場にあるという意味を宮澤さんは中進國という感じと言われたものと私は了解いたしております。

○武蔵委員 總理大臣は再三國會答弁で、國民向けの場合には日本は自由主義陣營の三本の柱です。世界の一等国だ、あるいは先進國だ、こういう印象を國民に与えようとする意識的な答弁が聞かれます。今度は不都合だと思はれるときには、中進國だといつて日本を出発する。一体同じ閣僚の中で總理大臣の認識、あるいは企画庁長官や外務大臣の認識が一致していないというのには私はおかしいと思ふ。そこで一体日本は先進國なのか、中進國なのか、その閣僚會議なりあるいは閣僚の意見統一なりというのは、そういうものは全然なされていないのですか。日本の表現の場合にそれはどうですか、外務大臣。

○大平国務大臣 總理といたしましては、國民を鼓舞、激勵するという政治的な意味合いで大いに先進國であるといふ誇りを持つやうに國民に要請いたしておると思ふのでございします。ただ冒頭に私があなたにお答え申し上げましたように、個々の問題に対してどのやうに対処するかというところにつきましては、日本の經濟の実態に即して前進をはかつてまいらなければならぬので、政治的に國民を鼓舞するといふだけでは處理できないと思ふのでございまして、そういったところをいろいろくふうしてまいるのがわれわれの任務ではないかと思ひます。

○武蔵委員 あなたは池田さんの直系の大臣として、そういう國民向けの國民を浮き浮きさせるやうな所得倍増論にしても、あるいは先進國感覺にしても、そういうことで今日の日本の經濟が皆さんが意圖しないやうな形に動いてしまつておる。これはやはり國民の心理的効果というものを無視しておるからですよ。經濟を數字だけで律しようとする大きなやまちを犯しているからだと思ふ。そういう点で不用意に國民向けとそういう外國向けと、都合のいいときだけどうもそういう概念といふものを乱用するといふことは慎まなければいかぬと思ふのです。

しかし、そういうことを論議しておりますと先へ進みませんから、次に具體的な質問をいたしますが、過般十九日の新聞であります、キューバの工業相が特に日本の名をあげて、これから日本やあるいはフランスなども大いに貿易を拡大したい、特に輸入についても今後拡大していきたい、こういう意味の放送をいたしておられます。キューバに対する日本の態度あるいは外務省の方針、こういう談話に対する日本政府の態度は一体どういふことをおきめになつておるのですか。

○大平国務大臣 キューバ貿易は武蔵さんも御承知のやうに、わが國としては相當の分量の貿易をいたしておりまして、現在わが國が非常な輸入超過であるといふことも御承知のことと思ふのであります。私どもの態度といたしましては、これは純商業ベースの貿易でございします。どういふものを輸出するか、どういふ配船をするか、そういうことにつきましては、民間の判斷にゆだねておるわけでございます。アメリカのキューバ政策というものがございしますけれども、それに対して特にわが國の政府として抑制的な措置をとつてはおりません。したがつて、工業大臣が日本との貿易拡大についての希望を表明されたといふことは、私も新聞を通じて承知いたしておりまして、実は現地の大使館に詳細の報告を求めておりますが、まだ参つておりません。わが國の対キューバ貿易といふのは純粋の民間ベースでやつてきておりまして、相當な実績をあげておるといふことでございします。

それから、政府間の通商協定でございしますが、それは六十一年の七月にできまして、最惠國待遇を關稅その他に与えておるわけでございますが、三年たちまして、これが期限が満了いたすわけでございますが、これを變えるつもりはないので、私どもとしては引き続き現行の通商協定によりまして民間貿易を実施して処置してまいりたいと考えております。

○武蔵委員 そういたしますと、キューバ貿易についてはアメリカの干渉、今日の貿易規模といふものに對しあるいは貿易品目に対して、アメリカ側からとやかく日本の外務省に対して申し入

れがあつたといふやうなことは、今日まで一度もまだありませんか。

○大平国務大臣 一番問題になるのは砂糖でございしますが、砂糖は現にキューバ糖を入れないと日本の需給計画は立ちませんので、必要量を入れておるわけです。それに対してとやかくの批判はございしません。配船は民間のほうで事實上やつておりませんので、アメリカ側の政策とのフリクションは起つておりません。

○武蔵委員 企画庁政務次官がお見えになつておりますが、一昨日ですか、昨日ですか、輸出第一主義という大きな見出しで企画庁のこれからの貿易の見通し、計画と申しますか、そういうものが發表になつたわけでありまして、キューバ貿易についてのこれから趨勢といふものはどういふ見通しを立てたわけですか、その基礎はどんな計算になつておりますか。

○倉成政府委員 キューバ貿易についてのこまかい検討資料を持つてきておりませんので、後刻お答えしたいと思ひます。

○武蔵委員 次に、外務大臣にお尋ねいたしますが、これもつい最近の報道であります、アメリカ商務省が正式に發表したところによると、中共輸出といふものを、アメリカでつくつた機械を輸入をして、生産をした國では中共に對する貿易を今後緩和をしてもよろしい、こういう商務省の發表がございしますが、この發表に對する日本政府の見解はいかがですか。さらに、これからの見通し、中共に對する貿易の考え方、見通し、これをあわせてお願いいたしたいと思ひます。

○中山政府委員 お答え申し上げます。

一四

す。去る十九日付で商務省から発表されましたが、従来戦略物資の生産に關する技術的データを輸出しようとするときには、その技術データ自身と、それから直接つくられる生産物を第三国に売り渡さないという約束を取りつけないければならなかったわけでございます。そこで、今度これによって規約が改正されたのですが、その一つの大きな改正点は、こういうものが従来財務省の主管であつたものが、全部商務省に移されたということが第一点でございます。

第二点は、いままではいわゆるその技術から直接生産されるもの、つまり中共、北朝鮮向けの、これをダイレクタ・プロダクト、直接財と呼んでおりますが、直接財の輸出禁止は、あらゆる物資を対象としておりましたのに対して、今度その範囲が限定されました。消費物資は除かれるということになりました。それから第三には、従来北ベトナムとキューバは全然規制の対象となつていなかったのですが、今後は中共、北朝鮮と同様にこれが入れる。北ベトナムとそれからキューバが入るといふことになったわけでございます。これが重要な改正点でございます。そこで、いま申し上げましたように、消費物資は対象からはずす、そのかわり範圍が中共、北朝鮮に加えて北ベトナムとキューバが入つたといふことで、出入りはございしますが、この措置は非常に今後の共産圏輸出に重大な影響があるとはわれわれも考えておりますし、それからアメリカ自身でも考えていないように報じられております。

○武蔵委員 ただいまの商務省の措置

が日本にさほど影響はない、こういう見通しのようにありますが、その根拠は一体どういう根拠からそういうことが言えるのか、これが一つ。それからもう一つは、キューバとベトナム向けも、今後はアメリカとして消費物資以外のものは制限をできるだけしたい、逆の面ですね。これによる日本とキューバとの取引に対しては影響はあつておきま。

○中山政府委員 確かに消費物資が除かれたということは、ある意味ではもちろん影響があるわけでございます。ただ、従来からアメリカの技術を入れて、そして、それでつくつた消費物資を出すといふことよりも、むしろそういう場合は生産財のほうが多かったのじゃないかと思ひます。その意味では申し上げたわけでございます。

それから第二点は、確かに地域も加わりますので、北ベトナム及びキューバが加つてまいりますれば、その点についてはもちろん問題が生じてくるわけでございます。ただ、従来からキューバ等に出している品物は、むしろ繊維品とかあるは鋼材というようなものがございます。特にアメリカの技術がひつかかつていふといふものは比較的少なかったのじゃないか、かように承知しております。

○武蔵委員 外務大臣と大蔵大臣の見解をただしたいのでありますが、やはりつい最近の話であります、アルゼンチンから中共が小麦を買い付ける、ところが中国は外貨がないために、その買い付けが思うようにできないといふことで苦慮しておつたところ、イギリスとフランスの銀行が中国に融資を

する、そこでアルゼンチンから小麦の輸入ができた、こういうフランス、イギリスの銀行のつた措置を見ると、日本の今日の態度といふものは非常にかたくなで柔軟性がなくて、国家的利益とか、そういうようなものに対する敏感さがないような気が私するのです。よその國のことでありますから、あるいは外務大臣は、それはフランスやイギリスの國のこつちやと言つてお答えにならぬ点もあらうと思ひますが、中共に対する、イギリスとフランスの銀行が外貨を貸し与えて小麦の輸入を助けるという、こういう態度ですね、これはあなたは今新聞をお読みになつて、日本の外交をあずかる責任者としてどんな感じを抱いておられますか。

○大平内閣大臣 私はいさういふ事実を確かめておりませんので論評の限りでないわけでございますが、私も日本の中共貿易に対する態度は、誤解があつては困りますので申し上げておきます。別に制限的に考へておきかけてはいたのです。共産圏貿易といふことも貿易に間違ひはないわけでございます。これは結局のところ、輸出、輸入はバランスをせなければいかぬわけでございますから、日本の輸出能力、先方の輸出能力が見合つていくといふ性質のものだろふと思つてございします。したがつて、現在行なつてい

るL.T協定下の貿易等にいたしまして、非常に厳密に民間ベースで輸入計画といふものを立てて、コンペティティブな価格で、品質で、必要なものを入れるといふことでございまして、現在の共産圏貿易が非常に顕著な伸び方を見ないといふのは、むしろ輸出能力に限りがあるからでございます。政府の政策が制約的であるからではないと思つてございまして、私も別に制約を加へるということではなくて、もう少し先方に輸出能力があればもっと伸びてしまふべきものと考へております。

○武蔵委員 大臣はいま、中共貿易に日本としては制限をしておらぬ、こういう態度で、民間ベースで自由になんぞおやりいたしたいという気持ちでやらしてゐるという意味の発言があらう。この近い中国と日本の關係をわれわれが考へるときに、何ら制限をしないといふのだつたら、しからばなぜ政府間協定を結ばぬのか、政府間協定を結ばぬ最大の原因は何か。さらに繰り延べ決済を認めて大いに今日の貿易構造の改善をしたらいいとわれわれは思ふのでありますが、これをやらぬといふ最大の原因、外務大臣、これは一体どういふところにあるのですか。

○大平内閣大臣 前段の御質問に対しては、中共との間に政府が協定を取り結ぶといふ立場にないから、そういうことをやらないといふことでございます。それから延べ払いの問題だと思ひますけれども、これは日本の延べ払い信用の供与状況をあらうに、自由圏であらうと共産圏であらうと、最近の貿易攻勢の推移に應じて、相当多額の延べ払い信用を与えております。現在の對外援助の大半は、延べ払い信用の供与になつておることも御承知のとおりでございます。むしろ共産圏のほうに對しては延べ払い信用が少し供与し過ぎるんじゃないかといふ議論さえあるほどでございます。

○武蔵委員 それでは次に伺ひたいしますが、中国に対する延べ払いの額は大体どのくらいになつておりますか。さらにゆるめるならばもっと貿易額が増大するといふ傾向はありませんか。

○渡邊(誠)政府委員 中共に対する延べ払いの承認実績を申し上げますと、これは農業機械とか、鉄鋼製品とか、塩安とか、非常に期間の短い延べ払いと、それから先般承認いたしましたビニロン・プラント二千二百七十七万ドルといふような大きな設備輸出の延べ払いがございまして、現在一月までの実績を申し上げますと、四千二百六十万ドルにのびております。

○武蔵委員 私がなぜ外務大臣にこういうことをお尋ねしておるかといふことは、今日日本経済の大きな問題になつておる外貨準備の問題、あるいは對外債権債務とのバランスの問題を考へてみますと、昭和三十六年にどうも外貨危機だといつて引き締めをやる、三十七年もそれが続く、どうやら今度は横ばいだといつて一年間ゆるめた、昭和三十八年も年の終わりになつてきたらまた同じような傾向が出てくる、ほんの一年、間を置く程度でまたまた急激な金融引き締めが行なわれる、これは國民がえらい迷惑です。國民の立場に立つて見ても、そういふいぢやない、変動幅が非常に近い期間にいくといふことは資本主義の好ましい姿とは

いえなと思うのです。安定が長ければ長いほど國民は安心していられるわけですが、こういうことが一年目くらいにくるといふような形で、しかも予測ができないでおったのでは國民はえらい迷惑ですよ。

そこで、こういうような経済の状態がなぜ起こってくるのか。資本主義の循環のパターンからくるのか、それとも日本の貿易構造の欠陥からくるのか、そういう構造的なものなのか、資本主義の単なる循環パターンなのかという認識の問題が、日本の経済にとって今日の大きな政策的な問題として議論されなければならぬ問題だと私は思うのです。そういう点でやはり貿易構造を変えなければならぬという立場から、共産圏貿易、特に中共貿易あるいはキューバなり他の低開発国の貿易というものに對する日本政府の姿勢、認識のしかたというものをこの辺で転換をさせなければならぬと私は思うのです。変えなければ、日本の今日の構造的な経済情勢というものは切り抜けるわけにいかぬと私は考えてゐるのです。大蔵大臣、外務大臣は一体どのような認識に立たれておりますか。

○大平国務大臣　経済変動が激しいのは資本主義の循環と見るべきなのかどうなのかという御質問でございますが、私は日本政府の見解を申し述べるわけにもまいりませんが、私の意見としてということでございますから申し上げますが、いま非常に変革期にあると思うのでございます。日本の経済は、おそらく史上空前の変革期にあると思うのでございます。異常な技術革新が非常なスピードで進んでおりますし、しかも世界的に変革期にあ

問題というようにものに、日本政府が今日あるがままの実態の経済をかかえながら、どのようにして前向きに対処するかという問題に結局翻訳されてくるのではないかと私は思います。

○武藤委員　時間が割り当てられておりますので、あまり同じことを長く質問できませんので次に進みますが、高橋達之助先生、さらにそのあとを受けた岡崎嘉平太さんがつい最近も、これらのＬＴ貿易のあり方というものに対して、どうしても政府間協定というものをつなげなければならぬと、中国貿易に対する見解をその筋の専門家が

言っておるわけです。こういう貴重な日中間の橋渡しをされておる岡崎さんのような発言に対して、政府間協定を結ぶことに對して外務大臣はどう考えますか。いかぬと言いますか。時期尚早と言いますか。いかぬというならば、その理由は一体どういう根拠でいかにと言いますか。そこをひとつ明らかにしていただきたい。

○大平國務大臣　いま中共とは政府が關係を持つ立場にないわけでございませう。それがいいか悪いかという御批評はあると思ひますけれども、私どももいたしましては、いま中共と政府間レベルにおきまして、貿易協定であれ何であれ、一切のことはやらないというたてまえで、いまのわが國の中國政策は打ち立てられておるわけであります。

からそれを明らかにしないと、ただ大方針として政府間の取りきめでやることになっておるからやらぬのだということでは説明にはなりません。その理由をひとつ明らかにしてもらいたい。

○大平國務大臣　これはきわめて明々白々でございます。中国は一つでございまして、國民政府は、自分のほうが正統政府だと言っておりますし、北京政権は自分のほうだと言っておる。わが国は國民政府と關係を結んでおりますので、北京政府と關係を持つことができないというのがいまの私どもの立場でございます。

○武藤委員 先ほども、日本政府の考
え方はかたくなで弾力性がなくて非常
に硬直をしており、これは日本の百年
の将来に非常な災いを残し、日本の国
民的利益というものを考えた場合に、
今日の政府の態度というものは国民
の利益を失う方向の外交だときめつけ
なければならぬ。それが証拠には、フラ
ンスはいかがですか。フランスもイギ

では、とうもどこの国の言いつけをあまりにも愚策に守ろうとしておるからそういうことになるのではないか。何かあなたの自主的な判断じゃないような気がするのです。大平さんは

もつと良心があつて、日本の國家的利益、國民的利益、百年後の日本の大計というものはどうあるべきであるかという、アジアに位する日本の立場をあなたはよく理解しておると思います。が、台湾と条約が結ばれておる限り、どうしても北京政府と政府間協定を結ぶことも、貿易の取りきめをすることもできないのですか。政府間ではどう

してもできないのですか。それはアメリカからそういうサゼスチョンを受け、そういう約束をしているからできないのですか、どういうことですか。それとも蔣介石にそういうことはしないでくれと言われたその信義を守らなためですか。その辺をひとつ明らかにしていただきたい。

○大平国務大臣 フランスはフランス

の判断でやったことでございまして、フランスのまねを必ずしもやる必要はないわけで、日本は日本としての判断によって外交をやるべきでございす。一つの中国に対して、一つの政府とつき合っておるわけでございますから、その政府を相手にしながらほかの政權を相手にするなということは、外交上不可能なことでございます。そういうことは世界でやった例もござ

をしようという国々の態度というものは、日本と比較して非常に柔軟なんですよ。非常に国家的利益というものを中心にものを考えておられます。そういう点からいって、いまあなたのやっているこの外交のやり方というものは、百年後の歴史家が評価するでありましょうが、私は日本国民の立場から見ても、あまり知恵のある適切な外交方針だとは感じないのです。しかしそのことはここで議論をしても始まりませんから、先の問題に移りたいと思います。

つい最近、外務省は低開国援助政策の基本的な問題点を新聞で発表いたしました。それを見ますと、直接借款に重点を置いて国民所得の一〇程度を低開国援助に付ける、こういう内容のものが発表されておりますが、国民所得の一〇程度を低開国援助に付けるという基準は一体何か。

第二には、今日のような外貨準備というものが非常に流出の傾向になっておいて、絶対量は足りなくなつて、最低必要限度は心配ないという大蔵大臣の再々の答弁でありますから、そういう点は心配ないにいたしまして、流出傾向が強いということだけは明らかであります。しかも経常収支でこれをカバーできない情勢にあることも明らかであります。そういう情勢のときに、国民所得の一〇程度を低開国援助に援助するということのはたしてすぐ可能であるのかどうか、そこいらの大蔵省との打ち合わせはどうなっておるか、その二点についてまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 外務省の一部局が試案として考えておいたものが新聞に漏

れておったようでございます。私が承知していないことでございまして、外務省の見解ということではお尋ねいたしますならば、そういう性質の、一部局の試案程度のものであるというように御承知を願ひたいと思ひます。

それから一〇云々の問題でございしますが、私も似たしましては、わが国の生産物、わが国の生産力系列がだんだん伸びてきた場合に、これを国内の消費、官庁の需要、輸出それぞれに振り分けて消化されるわけでござい

ますが、南北の問題が焦眉の問題になつてきておる現段階におきまして、経済援助という一つのアイテムにわが国のこの膨張してまいる生産力を振り向ける一つの糸口を考えて、経済計画を立てる場合も考えたものだという希望は持っております。それを私どものほうの一部局が一〇程度ぐらいはどうだろうかというようない一つの目安を立てたものだと思ひます。それが経済計画としてサイザブルなものであるかどうか、ということとは十分検討に値する問題だと思ひます。

それから外貨がままならぬときに援助の問題を考えるのはどうかといううな御反問でしたが、経済援助は、武蔵さんも御承知のように、わが国の生産物、役務の援助でございまして、外貨と直接関係ないわけでございます。

○武蔵委員 大臣は、いま一部局の試案であるという答弁をしたわけでありますが、一体どういふ部局のものがこれを作成したのか、ここにおいたらここで答弁をしてもらいたいのであります。

○大平国務大臣 私のほうで経済協力局という局がありまして、そこで私が

経済協力の問題をもつと組織的に勉強してくれと注文をいたしまして、そして経済協力局の連中がまとめたものであつたものが新聞に出たにすぎないわけでございます。局長が私のところへまいりまして、一部漏れましたけれどもこれはこういう経緯でございまして、うことでございまして。したがって一切の責任は私にあるわけでございまして、私がいま武蔵さんにお答え申し上げましたように、私のほうの一部局の一試案であるというようにおとり願ひたいと思ひます。

○武蔵委員 新聞によりますと、ちゃんと「大平外相の指示によるもので」とあなたの名前までちゃんと出ておる。国民がこれを読めば外務大臣の指示によってコンクリートされた外務省の基本政策であると思ふのはあたりまえです。先ほどあなたの言われたように、一部局の試案であるといううな怪々しく扱ふべき基本政策ではないと私は思ふ。どうですか。

○大平国務大臣 武蔵さんも御承知のように、外務省というところは金がないところなんでございまして。経済援助をするにいたしまして、ここにおる大蔵大臣の御了解を得なければならぬ文も出ないわけでございます。外務省がいろいろの試案を考えて、そしてこれを政府部内で相談をして、政府の意見といたしましては閣議できめていただくなければ政府の見解にならぬわけでございます。大きな役所があつて、たくさんスタッフが働いておるわけでございます。いろいろな作業が毎日行なわれておるわけでございます。新聞社のほうも盛んに取材活動をやられておるわけでございます。

またまそういったことが新聞社の目に触れたというにすぎないわけでございます。

○武蔵委員 そういたしますと、かりにこれは試案で、一部局のもので大臣の責任はないといたしまして、これだけの大きな記事で各新聞社が一斉に取り上げた問題でありますから、私はさらにこれを少々お尋ねしたいのであります。これだけの、国民所得の一〇を低開国援助に回すという場合の取り扱い機構ですね、外務省のどういふ機構でこれをやるのか。そしてまたその金を流していくのは一体どういふ機関がやるのか、開発銀行がやるのか、海外経済協力基金でやるのか、何でやるのか。その機構まで一応考えなければ、こういう問題は怪々しく発表できないと思ふのであります。どういふシステムでやりますか。

○大平国務大臣 いまの経済援助は、御承知のようにいろいろな形において行なわれておるわけでございまして、いままでは、そしてここ当分そうでございます。賠償という形でやるのが一番多く行なわれておるわけです。これが一九六九年にはピークに達しまして、それから漸減する方向をたどると思ひます。それまでは、まともなものといたしましては賠償が第一だと思ひます。

それから先ほどあなたの質問に対して答えた、つまり輸出信用、延べ払いテゴリーでは、私も五年以上の延べ払いというものを援助的なものとして勘定に入れて考えております。これは輸出に伴ってファイナンスが行なわれていくわけでございまして。賠償のほう

は賠償協定によりましてその手続がきまつていくわけでありまして。それから民間の投融資という形で外国に工場をつくったり、外国の株式を取得したり、いろいろな形で日本の個人または法人が他国に進出してまいる。それも相当今日まで出ております。ウジミナスだとか、あるいは呉羽紡績であるとか、いろいろな形で出ておりますが、ああいったものはそれぞれ所管の省のお許しを得て出ておると思ふのでございまして。いま私も考えておりますのは、このように生産力系列が伸びる段階におきまして、そして賠償がやがてピークに達するであろうという段階におきまして、今後の経済協力は、日本の経済計画のワク内であるべきかといううな問題について、そろそろ勉強をやらうじやないかというて始めたばかりの段階でございまして、これから皆さまから御論議いただき、私も大いに究明していかなければならぬと思つております。

○山中委員 関連質問を許します。有馬輝武君。

○有馬委員 いまの点に関連して一つだけお伺ひいたします。

先ほどの武蔵君の質問に対する第一点の外務大臣の答弁は、どうしても納得が参りません。いまの外務大臣の御答弁は答弁技術でありまして、ほんとうの答弁ではありません。答弁してないということは外務大臣自身が御承知のはずです。

それから第二点といたしまして、この問題について宮澤さんは外務大臣、大蔵大臣とどういふ打ち合わせで基本方針をきめて臨まれたのか、これが第二点であります。

それからこの問題についてコンクリートになるのはいつなのか、これが第三点であります。私も簡単に質問いたしましたので、簡単に、それさないうで答弁をしていただきたいと存じます。

○大平国務大臣 経済援助の問題は、先ほど申し上げましたように、いまからあるべき経済援助というものはどう考へたいだろうかということ、外務省として勉強を始めておりますという段階でございます。田中さんや宮澤さんの御意見を伺う段階にまできていないということでございます。新聞にわれわれの試作の段階のものが漏れたということにつきましては、重々おわび申し上げますけれど、それは試作中のものが漏れたというようにおとりをいただきたいと思うわけでございます。したがって政府部内の関係レベルの話合いというようなところへはとうていまだ至っておりません。

○有馬委員 宮澤さんのほうはどう言っているのですか。

○大平国務大臣 いま申し上げましたように、宮澤さんと御相談するような段階にまだ至っていない、われわれの部内の試作の段階であるということでございます。

○有馬委員 倉成さんにお伺いいたしますが、いまのようなことで宮澤さんのはのうと出かけたのですか。

○倉成政府委員 ただいま外務大臣からお答えされたとおり、まだ外務省から詳しく伺っておりません。経済協力基金の問題については、私どもで経済協力基金の関係がございますので、この協力方法はないか、輸出入銀行との関係等

についてたまたま検討しているところでございます。何かが適当であるかどうかということについてはまだ伺っておりません。

○有馬委員 倉成さんに再度お伺いいたしますが、宮澤さんは一國の国務大臣としてあの会議に出席されるはずなんです。外務大臣がいかに答弁をするのは、外務大臣として委員会の作戦もあるかもしれませんけれども、少なくとも一國を代表して宮澤さんが出かけるときに――倉成さんは何も外務大臣に遠慮してしまいたいな答弁をする必要はないのです。ほんとうのことをおっしゃい。

○倉成政府委員 お答えいたします。全くほんとうのことを申し上げているわけでありまして、パーセンテージ、幾らが適当であるかというようなことについては全然伺っておりません。

○有馬委員 田中経企庁長官にお伺いいたしますが、私はこういって問題については行き当たりばったりでは問題が解決しないと思うのです。たとえば最近の例がウジミナスの問題であります。ブラジルがあいつたものすごいインフレの状態にあるということは、これはもう七、八年前からわかっておることなんです。そして私たちが行つて向こうの副社長なんか聞いてみると、心配ございませんと。心配ないはずはないのです。そういった点を指導するのが日本政府の、しかも大蔵大臣なり経企長官なりの仕事ではないかと思うのであります。にもかかわらず、いまの外務大臣それから倉成さんのお話を伺っておりますと、その場当たりでこういって問題についてやって

おるとしか考えられないわけですね。そういう点について経企庁長官の御見解を伺いたいと思います。

○田中経企庁長官 経済協力につきまして、これから一体何年間ぐらいでどれくらいのものをやるのかというような数字はまだ内閣で決定いたしておりません。経済関係会議を開いて、今度の宮澤長官の国連貿易開発会議に出席することを前提にしまして、これからひとつそういうものと取り組もう、こういう考えでございます。ただ、過去の例から申し上げますと、賠償、賠償に伴う経済援助等がありまして、三十七年には三億七千万ドル、それから三十七年には二億八千万ドル、こういうことで、世界でもってアメリカ、イギリス等を含めて五位の高い水準にある、こういう事実があります。であります。いま現在で国民所得とそれから貿易の量を比べますと、西欧先進国よりも非常に少ないということであり、また、国民総生産に對して一〇％がいのか一五％がいのかというような状態から考えますと、現在のようになん九％ないし一〇％という水準ではとても低いということ、これから一〇％、一三％、一五％と伸ばしていくために、特に日本のように低開発國に輸出をしている量が非常に多いという特異な状態にある日本としては、そういう事実を徹しまして国民総生産の何％、国民所得の何％というような数字は、一応試算の段階においては出るわけでありまして、そういう力が一体あるのかどうかという問題もありませんので、数字はひとつ十分これから検討しよう。しかし前向きでやらなければいかぬという考え方に立って、現在

まだ全く未定の状態でございます。ただそういう状態において宮澤経済企画庁長官が国連貿易開発会議に出るのでありますから、どういふことかといえ、これも一回、二回でもって片づく会議ではない。また第一回の会議でありますから、日本としては前向きに低開發國援助に對しては対処するという基本的な考え方でありまして、過去に對しては実例が十分ありますし、金額も明らかになっておりますし、またインド等には對しては債權国會議のメンバーであります。たな上げ等にも応じているわけでありまして、ブラジルの問題、アルゼンチンの問題、そういう問題に對してはみな世界各國からメンバーが出て、日本もその一員として行つておるのでありますから、そういう状態の前向きに低開發國問題に對しては対処しようという基本的な政府の考えをきいて、それを持って宮澤長官が出席したわけでありまして、新聞に漏れてる数字とか、また宮澤長官が出席する場合にある程度の具体的な方針、また数字をきめて行ったものであります。またいろいろな會議の状態において訓令を受けてくるわけでありまして、政府部内で十分意見の調整をして事態に對処して外務大臣から訓令するということでありまして、この間に数字をきめてというような状態ではないわけでありまして。

○有馬委員 いまの田中経企庁長官の御答弁を伺っておりますと、二カ月前の日米合同委員会における大平外務大臣の答弁をまた伺ったような気がいたしますのであります。こういう問題についてコンクリートになっていないものが漏れるというはさうではないのでして、そ

の外務大臣の答弁もおかしいのであります。いまの問題についても同じようなことを繰り返す、コンクリートのものを持たないで宮澤さんが出ていって前向きだと言つても、それはちつとも前向きになりはしませんよ。小は小なりにつつカテゴリーの中で問題をコンクリートにして持っていくて初めに會議に参加する意義が私はあると思ふのです。それを前向きになんと言つたていつもの田中さんの答弁技術以外何のものでもありませんので、やはりこういふ点については、倉成さん大蔵委員会におきまして、倉成さんがあつたということをしつかり記憶にとどめておいていただきたいと思ふ。

○武蔵委員 外務大臣に一回だけ簡単に答えていただいて、七時半という約束をまことに恐縮であります。……いま日韓會議が進められておりますが、有償二億ドルということはやや確定だ。これはおそらく閣僚級の話し合いの中で三億ドル、二億ドルというものは確定だ、こう承っておりますが、それ以外に漁業協力というものはこの二億ドルの中に含まれるものなのか、漁業協力というものは別ワケで何か低開發國援助ということと新たに出すのか、ここらは一休いまの閣僚の中ではどういふ意思統一をいたしておるのですか。

○大平国務大臣 経済協力は、韓国に對する経済協力としていま考へておりますのは、無償三億ドル十年間、有償二億ドル十年間に供与しようということでございます。それは金額と条件に

の外務大臣の答弁もおかしいのであります。いまの問題についても同じようなことを繰り返す、コンクリートのものを持たないで宮澤さんが出ていって前向きだと言つても、それはちつとも前向きになりはしませんよ。小は小なりにつつカテゴリーの中で問題をコンクリートにして持っていくて初めに會議に参加する意義が私はあると思ふのです。それを前向きになんと言つたていつもの田中さんの答弁技術以外何のものでもありませんので、やはりこういふ点については、倉成さん大蔵委員会におきまして、倉成さんがあつたということをしつかり記憶にとどめておいていただきたいと思ふ。

の外務大臣の答弁もおかしいのであります。いまの問題についても同じようなことを繰り返す、コンクリートのものを持たないで宮澤さんが出ていって前向きだと言つても、それはちつとも前向きになりはしませんよ。小は小なりにつつカテゴリーの中で問題をコンクリートにして持っていくて初めに會議に参加する意義が私はあると思ふのです。それを前向きになんと言つたていつもの田中さんの答弁技術以外何のものでもありませんので、やはりこういふ点については、倉成さん大蔵委員会におきまして、倉成さんがあつたということをしつかり記憶にとどめておいていただきたいと思ふ。

つきまして政府が責任を持つこととございいます。その他は民間のレベルにおける借款でございます。民間のレベルにおける借款というのは、先方から日本のメーカーに、たとえば漁船の注文がある。それを輸船に持ってきて、輸銀が一定割合の融資をする。これは普通の輸出金融でございます。そういうことで、政府レベルの、政府が責任を持つ経済協力というのは三億ドル、二億ドルだけでございまして、あとはものは全部民間レベルの借款である、そういう理解でございます。

○山中委員長 武蔵君、御協力願います。

○武蔵委員 そうしますと、漁業協力というものは政府は全然ノータッチで、いま農林大臣が交渉しておるその中身がかりに決定をいたしました。それが政府の責任でやるのではない。だれがやるのですか、その主体は。政府が日韓会談の中身まできめておくものを民間で漁業協力というのを出すということとは、一体どういう形式でどこを経由して出ていくのですか。

○大平国務大臣 向こうの民間と日本の民間との契約でできるわけでございいます。これはインドネシアとの場合、ビルマとの場合等にありますように、政府としてこれを促進するということか、そういう道義的な立場は持つておられますけれども、金額、条件についてコミットするわけじゃ決してございせん。

○武蔵委員 それでは、ただいま委員長から協力を願いたいという話もございいますので、実は、大蔵大臣と本論に入らぬうちに時間になりましたので、また四月にひとつゆっくりやらしていただきますと思います。

○山中委員長 平林剛君、ただいま武蔵委員から、あしたから始まる開放経済への移行につきましても、今度の国会におきましても、この問題につきましても各委員会ではいろいろな角度から検討されましたけれども、何といつても今日の日本の経済の中で国際収支の面に大きな不安がある。これがどういふふうかということは、お互いに重大な関心を持たなければならぬ段階にあると思うのであります。そこでこれについてどんな方針と展望を持っているかということはいろいろ議論をされてきたのでありますけれども、私が特にお尋ねしたいと思ひますことは、経常収支のうち貿易外収支の赤字をどうやって克服するかという点でございます。貿易外収支といひましても海外旅行から海運問題から、あるいは投資収益、特需、特許権の使用料、フィルム、貸貨料、手数料などいろいろございしますけれども、特に注目しなければなりません。これは、この体系的に収支が赤字傾向をだんだん拡大しておるという点だと思ふのであります。昭和三十一年度には総計的に見ますと二億五千万ドルの赤字、昭和三十一年度には四億一千万ドル、昭和三十一年度におきましては五億五千万ドル、こういうふうな、だんだんに拡大をしておる。そこで私は、明日から開放経済へ移行するといひましても、この点について明確な政府の考え方というものが明らかにされまじやうと、やはり国民は大きな不安を抱くだろうと思ふのであります。そこで、この経常収支の改善策につきましても、いろいろ答えはありましたが、国民がほんとうに納得できるような改善策を政府はお持ちになっておるかどうか。私は、国民がほんとうに納得できるような改善策を、きょうは大蔵大臣から御説明いただきたいと思うのであります。

○田中委員長 経常収支のバランスをとらなければならぬということは、御承知の、おりでございます。でありますから、輸出振興に対しては各般の施策を行なっております。また、貿易外収支の改善につきましても、外航船舶の建造、それから積み取り比率の向上、港務経費等の国際水準へのさや寄せ等の施策を行ない、また、観光施策等に対しても各般の施策を行なつて、いま努力をいたしておるわけであります。

それからもう一つは、資本収支の面でございますが、確かに利払いとかまた元本の返済とかロイヤルティーの支払いとかいふものがあります。かかるといふのは、日本の経済の復興、近代化というために導入をされたものでありまして、そのためにこそ輸出の伸長も行なわれてきておるわけであります。私、私は、この元利、またロイヤルティー等の支払いには十分応じていくという考えでございます。しかし、いつまでも借り入れ金をやっておるというふうになりますと、国際経済にも左右される率が多いわけであります。昨年、去年の利子平衡税等の問題もあるわけであります。日本の企業において、銀行間の日銀自体のオーバーローンの解消、また企業自体のオーバーローニングの解消の問題等々と取り組んでおると同じように、日本自体も自己資金でまかなえれば、あえて外資のやっかいにもならなくていいわけでありまして、外資も良質のものがある程度導入も避けられないことはありますけれども、国内資本の充実、貯蓄の増強等もあわせて行なうということ、施策を強力に推進するつもりでございます。私、日本の開放経済に向かつての国際収支というものは、対しては、不安なからしめるようにしなければならぬ。政府がその意味で非常に積極的に取り組んでおるといふことで、一体戦前というものは、日本の貿易外収支は非常に黒字であつたといふことを、われも言い、また人も言うのであります。一体どういう状態であつたのだらうというところで、大蔵省にはある倉庫をひっくり返したらあります。それと取り組んで検討してみましたが、事実は違つておりました。戦前も案外赤字であつたのです。どういふことかといひますと、運賃は全部輸入の中にぶち込んで計上しておつたといふことであります。ちやうどIMFの統計のようなものでありまして、日本のいまの国際収支の中身と明確に経理区分をしておるといふものとは違つておる。案外われわれの考えが間違つておつたといふことであります。が、しかし、同時にそのときには外資を入れないわけならぬし、国内においては国債発行といふことで財政をまかなつておつたのであります。だから、そういうことはやりたくない。

それから、外貨債だけでもそんなに無制限に外資を入れるべきものではないので、国内で資本蓄積をやる、こういう考えで、国際収支と取り組んでおるわけであります。でありますから、二十億ドルの外貨を持ちながら公定歩合の引き上げも行なうという、非常に開放経済に対しては厳密な、慎重な考え方をとっておるわけであります。私はやはり四十三年度までとか、四十五年までとかいふ論がありますが、これは中期経済計画のこれからの三カ年、五カ年の経済成長率というものをきめれば、輸出入のおおむねのワケがそこで計算されるわけでありますので、それによつて運賃は一体どうなるのか、保険料はどうなるのか、港務経費はどうなるのかという事実をつかみながら、一つずつ解決をしていこう、まづさしあたりとしては、六十四万二千グロストンの開港の融資による建造はひとつ繰り上げて四月一日から思い切つてやろう、それも十カ年間の荷物保証などいふことを言わないで、とにかく船をつくらう、それに対してはお財政が許して必要であるとしたならば、百万トンまでもつくつてもいいじゃないかといふような議論もいま盛んに戦わされておるわけであります。前向きで積極的にこの問題と取り組んでおるわけであります。

○平林委員 いまのお話を聞いただけでは国民は納得をしない。また、政府の具体的施策につきましても、私これからお尋ねしてまいりますけれども、やはり私どもが心配しておる経常収支のうち貿易外収支の赤字を克服できるかどうか、きわめて疑問なんでありま。これからその問題についてお尋ね

それから、外貨債だけでもそんなに無制限に外資を入れるべきものではないので、国内で資本蓄積をやる、こういう考えで、国際収支と取り組んでおるわけであります。でありますから、二十億ドルの外貨を持ちながら公定歩合の引き上げも行なうという、非常に開放経済に対しては厳密な、慎重な考え方をとっておるわけであります。私はやはり四十三年度までとか、四十五年までとかいふ論がありますが、これは中期経済計画のこれからの三カ年、五カ年の経済成長率というものをきめれば、輸出入のおおむねのワケがそこで計算されるわけでありますので、それによつて運賃は一体どうなるのか、保険料はどうなるのか、港務経費はどうなるのかという事実をつかみながら、一つずつ解決をしていこう、まづさしあたりとしては、六十四万二千グロストンの開港の融資による建造はひとつ繰り上げて四月一日から思い切つてやろう、それも十カ年間の荷物保証などいふことを言わないで、とにかく船をつくらう、それに対してはお財政が許して必要であるとしたならば、百万トンまでもつくつてもいいじゃないかといふような議論もいま盛んに戦わされておるわけであります。前向きで積極的にこの問題と取り組んでおるわけであります。

○平林委員 いまのお話を聞いただけでは国民は納得をしない。また、政府の具体的施策につきましても、私これからお尋ねしてまいりますけれども、やはり私どもが心配しておる経常収支のうち貿易外収支の赤字を克服できるかどうか、きわめて疑問なんでありま。これからその問題についてお尋ね

○平林委員 私、遺憾ながら大蔵大臣とその点の姿勢が違ふのです。国民に対してはやはり真実を明らかにし、その協力を求めるという形でなければならぬ。それがほんとうの政治だと思ふのです。その真意をはぐらかし飾りだけりばにさせてあとで大きな失望を与えるというのはいさむろ政治のとりべき姿ではない。池田内閣がやりになってきたのはみんなそれなんです。今日までいいようぶだ、だいいようぶだというお話を発表されながら、今日の経済的な危機、国民の不安というものは、私は、国民に対して真実を明らかにしないでムードだけでやってきたところに大きな原因があると思うので、これはとるべき政治の態度ではないと思ふのでありまして、大蔵大臣とはその点を見解を異にするのです。この点はなおほかの問題から申し上げます。

そこで次の問題について少しお尋ねしますが、ただいま私議論しております貿易外収支の中で赤字の最も大きな要因は、第一には海運収支の赤字でありますし、第二に技術導入に伴う特許権使用料の支払い増、第三には外資導入に伴う利子配当など果実の支払い増の三つになっておると承知しておるのでございます。この中でも海運収支の赤字増の原因はなかなか検討を要するものがあると思ふのでございすけれども、いろいろ会議録その他の意見を調べてみますと、最大の原因は日本船の貨物積み取り比率の低下にある。そこでこのような積み取り比率の低下をもたらしたる要因は何であるか。これについて正しく理解をなさっておるかどうか。政府のお考えをお聞かせいた

きたいと思ふのであります。

○田中国務大臣 いろいろな原因があるわけでありまして、最大の原因はやはり戦後の海運の再建が非常におくれたことであると思ふ。絶対的な船舶量が足りないということ。もう一つは、戦後初めての貿易再開というものが管理貿易であったということ、日本船を使うということもさることながら、外国船を使用したということ。第三は、外国船のほうが外貨の非常に不自由な二、三、四年、四、五年、六、七年というときに、日本の船主がやれないような条件で日本の市場を相当確保したという問題がたゞさん重なっておるわけでありまして、いづれにしてもこれらの問題は、一番大きな積み取り比率が非常に低下したことが原因であるというふうに理解しております。

○平林委員 私、その点もまだ大蔵大臣正確にお答えになっておらぬのではないかと思ふのであります。最大の条件、要因は高度成長政策のもとで輸入の商品構造とそれから市場構成の大きな変貌にあるのではないか。その点がこの積み取り比率の低下をもたらしたる大きな壁であるというふうに理解しておるわけではございませんか。まあようござんしょう。ただ、経済関係懇談会におきまして、このような積み取り比率の向上をはかりたいということ、またははかるべきであるということ、を御相談になったようではございすけれども、どうやってこれを向上させていくか、私はその点について政府の考へというものを聞きたい。もつとも、この積み取り比率の低下の原因について、私と正しく意見が合っていないと

この答えは出てこないと思ふのでありますけれども、積み取り比率を向上させていく施策、具体的にはどういうものがございましょうか、大蔵大臣でなくして運輸省なりあるいはその他の機関からお答えになつておくれようでございます。

○田中国務大臣 積み取り比率を向上させるということに対しては、運輸省それから通産省でも思い切つて取り組もうということになっておるわけでありまして、これを急速に変えていくという問題でも、なかなか障害があります。第一、常識的に見て、政府管掌の会計の中で、なぜ八割も外国船を使つておるのか、こういう問題があるわけでありまして、食糧会計の中で飼料だけでも千四百億も購入しておるが、八割は外国船である。計算ではいろいろな問題が出ます。どうせ外国の港灣料が非常に高いのだから、実際は外国船を内国船にしたところでそう国際収支が黒字になるわけではないという数字が出ますが、国内的な計算は日本の計算でいいのですが、外貨を得るという場合にはそういう計算は当てはまらぬわけでありまして、私は、そういう計算の間違ひが今日を築いたものだ、こういう考え方をあります。でありますから、まず政府としては食糧管掌等の中で膨大なものを輸入をしおるのではありませんか、こういうものに對してはもう去年からタンカーを二隻改良しておりますが、こんなことは焼け石に水であるということで、業者自身の自衛に待たながら、業者自身の外国船とのリベート問題とかいろいろ問題があるようではあります。そういうものは安くということでありなが

ら、元も子もなくなるような方法はいかぬので、ある場合には内国船を使用すること、これは大蔵省などでも、いままではそうすれば当然運賃の差額だけは食糧の赤字がふえる、こういう議論はあります。議論はありますが、そんなことを言つておつてもこういう貿易外の赤字は解消できないわけでありまして、まず食糧会計等においてこれに手をつける。それから自社の建造を一つ考へておりますので、これによつて年々増すところの原油の引き取りというものを内国船でやろう。それから各商社に對しても愛国心ということでありまして、自分たちがほかの船を使つて多少のときにもうけても、引き締められれば元も子もなくなるので、すから、もう少し国家的な立場に生きてもらいたたいということに対しては行政指導を強くやらなければいかぬ。なお船腹の建造をやろう。とん税、特別とん税等で海運の港灣使用料も外国並みにだんだんと上げていこう、そのときには内国船主の負担が重くならないように地方税その他でもつていろいろな配慮をしていこう。政府としてもそういう施策を一つずつ取り上げながらシラミつぶしに貿易外収支の改善をはからうという考えであります。

○平林委員 政府のお考えを聞いておりますと、私がただいま指摘しました積み取り比率の低下を改善する方策は船をふやせばいいのだ、それにウエーとかかかつておるやうに聞けるわけでありまして、私もこれは専門家でございせんから、いろいろな雑誌その他から読み取つてまいつたのですけれども、その中にこういう意見があるのです。先ほど私が指摘しましたように、

高度成長経済のもとで輸入の商品構造と市場構成の大きな変貌が最も大きな壁である。たとえば産業構造が軽工業から重化学工業と高度化するに伴ひまして、石油だとか鉄鉱石、石炭の比重が高まって、これがだんだんふえてきた。石油などは原油で八〇%が中近東地域から輸入されるようになりまして、東南アジア方面からの輸入というものは減少してきた、そういう変化がある。このために平均輸送距離が昭和十一年当時は四千海里くらいであつたけれども、昭和三十年には五千七百六十海里になり、三十七年には六千三百海里になって、だんだんふえてくる。比例をして船の保有というものは少なくなつてくるわけですから比率が下がってくる。石油の場合でもそうだし、あるいは鉄鉱石の場合でもそうだし、こういうことを考えますと、ただ船をつくれれば、貿易外収支の中で特に大きな赤字を占める海運収支、その中でも重要な原因である積み取り比率の改善というものはそれだけでは解決できない。外務大臣にこの点はお尋ねをしようと思つたのでありますけれども、そういう見解についてどうお考えでしょうか。

○田中国務大臣 確かにあなたの言うことも一つの理屈であります。一つの理屈であります。そういうものも含めて貿易外収支の改善に役立つものの中に、船をつくるということに最大のウエートを置いていいことであります。船がなければどうにもならないわけでありまして、なければ全部外国船を使うということになるのであつて、問題は船腹の建造にあるということとは論を待たないところであります。

ただ構造上の問題は、あなたがいま指摘されたような問題、また日本の輸出の状況、だんだんと精巧な品物を送るようになって、雑貨をやるよりは精巧なものを送れば船も少なくて済むということになるわけでありまして、これはいろいろの問題があります。ただ日本の宿命的な問題でありまして、原材料という重いものを輸入をして、それに加工をして十分の一、二十分の一の軽いものにして同じところへ出している。こういう原材料を持たない宿命的な問題があるわけでありまして、こういう問題と取り組むためには、あなたの方の言っているように国内石油資源の開発をやれ、国内ガスの開発をやれ、国内鉄鉱資源の開発をやれ、いろいろなことがいわれておるわけでありまして、石油もさることながら、外貨問題を考えれば石炭にもっと力を入れて、こういう石炭対策に力を入れて、いろいろの石炭対策に力を入れて、た

だ難題にある経済学者が発表していることがすべてを解決することではないので、それも一つの方法ではあります。やはり広範にあらゆるものでも取り上げて貿易収支の改善に資しようというものでなければとてこの問題の成果はあがらないわけでありまして、**○平林委員** 運輸省の方もおられますから、せっかく呼んだのだから尋ねなくては悪いと思ひますけれども、もう少し大蔵大臣にお尋ねしたいと思うのであります。

三月二十六日に経済閣僚懇談会を開催されました、いま大蔵大臣がお答えになっておられますように、海運助成策を進めるといふ方針を大筋にして、国際収支改善策の諸方策の検討をなさった。そこでいろいろ出た結論が、私一般の商業新聞で見たのでございませけれども、答弁の中にもありましたけれども、開銀の融資ワックを従来の六十数万トンに百万トンまでやる、こういうことが報ぜられていたものでありますけれども、もしこの百万トンにするとなりますと、資金計画というものは一体どうするのかという問題が起きてくると思うのであります。これについてはどういふお考えでございませうか。

○田中事務大臣 百万トンにするというふうなきめたわけではないのであります。現在、三十九年度の財政投融資計画におきましては、御承知のとおり六十四万二千グロストンの建造を考えているわけでありまして、その一部は三分の一工程、四分の三工程というものもございませう。そういうことで開銀に対する資金の計算をしておるわけでありませう。そのほかに自社船が約二十万トンございませうので、合計合わせますと八十四、五万トンというところでありませう。これを自社船を含めて百万トンにした場合、あと十四、五万トンの追加ということになるわけでありませうし、自社船は除いて、開銀銀行のワック六十四万二千グロストンを百万トンにするということになれば、三十五万八千トンを加えなければならぬということになるわけでありませう。しかし、これは財政当局の財政上の事情もありませうので、これらの問題はひとつ運輸省また大蔵省、通産省、経済企画庁、そういうところでも十分何回か練ってやろう。ただ、その数字がきまらないうまへで、何ら手をつけないではいかぬので、まず六十四万二千グロストンのものは四月一日から、予算が通つたら、受

付着工するようにしよう、それで繰り上げるようにひとつ考えて、それまでに中期五年計画も答申があるわけでありませうから、そういうときになれば、大体三十九年度を起点にして四十五年まで幾らつくればいいのか、四十五年まで何トンつくればいいのかという問題が自然にはじかれるわけでありませうので、そういうことを前提として検討しようということでありませう。でありますから、六十四万二千グロストンの中で四分の三工程、二分の一工程というふうなものを全部繰り上げることによって幾ら一体金が必要なのか、あと追加するものに対して、それを全工程三十九年度に竣工するのか、四十年度に何分の一残すのかという工程をきめなければならぬ、百万トン全部つくるということでは、いままでのものも全部繰り上げて百万トン自体を三十九年度でもって全部やるということになるかと、三百億くらいの財政資金が必要じゃないかというふうにおおむね、大ざっぱでありませうが、そんなふうには考えられませう。

○平林委員 運輸省のほうにちよつとお尋ねいたしますけれども、いま大蔵大臣と質疑をかわしておられます海運収支の件につきまして、大体昭和四十二年くらいまでは現在の赤字を克服してとんとんにしていこうという計画がございませうと聞いておるわけですが、これも、具体的にはどういふような計画になっておられますか。

の四月一日から、予算が通つたら、受けるようにしよう、それで繰り上げるようにひとつ考えて、それまでに中期五年計画も答申があるわけでありませうから、そういうときになれば、大体三十九年度を起点にして四十五年まで幾らつくればいいのか、四十五年まで何トンつくればいいのかという問題が自然にはじかれるわけでありませうので、そういうことを前提として検討しようということでありませう。でありますから、六十四万二千グロストンの中で四分の三工程、二分の一工程というふうなものを全部繰り上げることによって幾ら一体金が必要なのか、あと追加するものに対して、それを全工程三十九年度に竣工するのか、四十年度に何分の一残すのかという工程をきめなければならぬ、百万トン全部つくるということでは、いままでのものも全部繰り上げて百万トン自体を三十九年度でもって全部やるということになるかと、三百億くらいの財政資金が必要じゃないかというふうにおおむね、大ざっぱでありませうが、そんなふうには考えられませう。

○平林委員 運輸省のほうにちよつとお尋ねいたしますけれども、いま大蔵大臣と質疑をかわしておられます海運収支の件につきまして、大体昭和四十二年くらいまでは現在の赤字を克服してとんとんにしていこうという計画がございませうと聞いておるわけですが、これも、具体的にはどういふような計画になっておられますか。

○澤政府委員 運輸省のあれは計画でございませうで、運輸省の海運局におきまして、昭和四十二年度におきまして、海運の運賃収支をとんとんに

りにするとすれば、どれだけの船腹を要するかというのを試算いたしましたわけではございませう、具体的な計画につきましては、ただいま大蔵大臣が言われましたように、大蔵省、通産省、企画庁、その他関係各省と検討を進めております。

○平林委員 大体いまお話しになった海運局では、今後五百三十八万トンくらいは船を三十九年度で計画をしていく、この場合の積み取り比率は、現在輸出が五二％であるのを六一％にまで持っていく、輸入は四七％であるのを七二％に持っていく、こういう一応の試算で計画を進められておるという話を私、承知しておるわけですが、いま大蔵大臣がお答えになった点について、やはりもっとはっきり言っておいてください。

○澤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、これは試算でございまして、いろいろな試算をやりましたわけではございませうが、そのうちのひとつとして昭和四十二年度におきまして運賃面だけをとんとんにすれば、どのような船腹が必要かという試算をいたしました、ただいま先生が言われたような数字が出たわけではございませうが、しかし具体的な計画の作成につきましては関係各省と打ち合わせをしなければなりませんし、それから中期計画——経済企画庁において中期計画を立てておられますので、これとの関係におきまして初めて具体的な長期計画ができるもの、このように思っております。

どにおきましても大きな原因になっておる。運賃のマイナスが二億一千二百万ドルですか、港務経費その他で二億一千二百万ドルということになっておりまして、この港務経費につきましても一体どういふふうにして改善をしていくつもりなのかという点を、あなたの方の計画として私は承知したいのですけれども、私のほうがしゃべっちゃって、あなた具体的にもっとも言わないので、もう少し積極的にどういふふうにするかというふうなことは、きょうは大蔵大臣のいんだから、あなた大臣の代理のつもりでしゃべっておいてもらいたい。

○澤政府委員 ただいま言われましたのはIMF収支——この国際収支にIMF収支と為替収支の二つがございませうが、IMF収支で運賃面が二億一千二百万ドル、港務経費が二億一千二百万三十八年度におきまして赤字になる見込みでございませう。それで港務経費のうち油代につきましては、これは改善の余地がございませう。と申しますのは、日本を出ますとき使います油も、これは御承知のようにポンド油でございまして、これは通関しておらない油でございませうので、外貨払いになるわけではございませう。その他の港務施設の管理費、それから荷役料、大別してそのようになるといふと思いますが、港務施設の設置につきましては日本の主要港におきましては、戦前はほとんど全額国費で港をつくりまして、いわば道路のような概念でこれを使っておりましたので、諸外国に比較しては港務の施設も比較的低下しております。それから荷役料はこれは労務費が安い関係その他から、諸外国に比べまして

の四月一日から、予算が通つたら、受けるようにしよう、それで繰り上げるようにひとつ考えて、それまでに中期五年計画も答申があるわけでありませうから、そういうときになれば、大体三十九年度を起点にして四十五年まで幾らつくればいいのか、四十五年まで何トンつくればいいのかという問題が自然にはじかれるわけでありませうので、そういうことを前提として検討しようということでありませう。でありますから、六十四万二千グロストンの中で四分の三工程、二分の一工程というふうなものを全部繰り上げることによって幾ら一体金が必要なのか、あと追加するものに対して、それを全工程三十九年度に竣工するのか、四十年度に何分の一残すのかという工程をきめなければならぬ、百万トン全部つくるということでは、いままでのものも全部繰り上げて百万トン自体を三十九年度でもって全部やるということになるかと、三百億くらいの財政資金が必要じゃないかというふうにおおむね、大ざっぱでありませうが、そんなふうには考えられませう。

○平林委員 運輸省のあれは計画でございませうで、運輸省の海運局におきまして、昭和四十二年度におきまして、海運の運賃収支をとんとんに

りにするとすれば、どれだけの船腹を要するかというのを試算いたしましたわけではございませう、具体的な計画につきましては、ただいま大蔵大臣が言われましたように、大蔵省、通産省、企画庁、その他関係各省と検討を進めております。

○平林委員 大体いまお話しになった海運局では、今後五百三十八万トンくらいは船を三十九年度で計画をしていく、この場合の積み取り比率は、現在輸出が五二％であるのを六一％にまで持っていく、輸入は四七％であるのを七二％に持っていく、こういう一応の試算で計画を進められておるという話を私、承知しておるわけですが、いま大蔵大臣がお答えになった点について、やはりもっとはっきり言っておいてください。

○澤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、これは試算でございまして、いろいろな試算をやりましたわけではございませうが、そのうちのひとつとして昭和四十二年度におきまして運賃面だけをとんとんにすれば、どのような船腹が必要かという試算をいたしました、ただいま先生が言われたような数字が出たわけではございませうが、しかし具体的な計画の作成につきましては関係各省と打ち合わせをしなければなりませんし、それから中期計画——経済企画庁において中期計画を立てておられますので、これとの関係におきまして初めて具体的な長期計画ができるもの、このように思っております。

○平林委員 海運収支の赤字につきましては、いま私が申し上げておる積み取り比率だけでなく、港務の経費であるとか、あるいは船の油や用船料な

の四月一日から、予算が通つたら、受けるようにしよう、それで繰り上げるようにひとつ考えて、それまでに中期五年計画も答申があるわけでありませうから、そういうときになれば、大体三十九年度を起点にして四十五年まで幾らつくればいいのか、四十五年まで何トンつくればいいのかという問題が自然にはじかれるわけでありませうので、そういうことを前提として検討しようということでありませう。でありますから、六十四万二千グロストンの中で四分の三工程、二分の一工程というふうなものを全部繰り上げることによって幾ら一体金が必要なのか、あと追加するものに対して、それを全工程三十九年度に竣工するのか、四十年度に何分の一残すのかという工程をきめなければならぬ、百万トン全部つくるということでは、いままでのものも全部繰り上げて百万トン自体を三十九年度でもって全部やるということになるかと、三百億くらいの財政資金が必要じゃないかというふうにおおむね、大ざっぱでありませうが、そんなふうには考えられませう。

○平林委員 運輸省のあれは計画でございませうで、運輸省の海運局におきまして、昭和四十二年度におきまして、海運の運賃収支をとんとんに

りにするとすれば、どれだけの船腹を要するかというのを試算いたしましたわけではございませう、具体的な計画につきましては、ただいま大蔵大臣が言われましたように、大蔵省、通産省、企画庁、その他関係各省と検討を進めております。

○平林委員 大体いまお話しになった海運局では、今後五百三十八万トンくらいは船を三十九年度で計画をしていく、この場合の積み取り比率は、現在輸出が五二％であるのを六一％にまで持っていく、輸入は四七％であるのを七二％に持っていく、こういう一応の試算で計画を進められておるという話を私、承知しておるわけですが、いま大蔵大臣がお答えになった点について、やはりもっとはっきり言っておいてください。

○澤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、これは試算でございまして、いろいろな試算をやりましたわけではございませうが、そのうちのひとつとして昭和四十二年度におきまして運賃面だけをとんとんにすれば、どのような船腹が必要かという試算をいたしました、ただいま先生が言われたような数字が出たわけではございませうが、しかし具体的な計画の作成につきましては関係各省と打ち合わせをしなければなりませんし、それから中期計画——経済企画庁において中期計画を立てておられますので、これとの関係におきまして初めて具体的な長期計画ができるもの、このように思っております。

○平林委員 海運収支の赤字につきましては、いま私が申し上げておる積み取り比率だけでなく、港務の経費であるとか、あるいは船の油や用船料な

の四月一日から、予算が通つたら、受けるようにしよう、それで繰り上げるようにひとつ考えて、それまでに中期五年計画も答申があるわけでありませうから、そういうときになれば、大体三十九年度を起点にして四十五年まで幾らつくればいいのか、四十五年まで何トンつくればいいのかという問題が自然にはじかれるわけでありませうので、そういうことを前提として検討しようということでありませう。でありますから、六十四万二千グロストンの中で四分の三工程、二分の一工程というふうなものを全部繰り上げることによって幾ら一体金が必要なのか、あと追加するものに対して、それを全工程三十九年度に竣工するのか、四十年度に何分の一残すのかという工程をきめなければならぬ、百万トン全部つくるということでは、いままでのものも全部繰り上げて百万トン自体を三十九年度でもって全部やるということになるかと、三百億くらいの財政資金が必要じゃないかというふうにおおむね、大ざっぱでありませうが、そんなふうには考えられませう。

○平林委員 運輸省のあれは計画でございませうで、運輸省の海運局におきまして、昭和四十二年度におきまして、海運の運賃収支をとんとんに

りにするとすれば、どれだけの船腹を要するかというのを試算いたしましたわけではございませう、具体的な計画につきましては、ただいま大蔵大臣が言われましたように、大蔵省、通産省、企画庁、その他関係各省と検討を進めております。

○平林委員 大体いまお話しになった海運局では、今後五百三十八万トンくらいは船を三十九年度で計画をしていく、この場合の積み取り比率は、現在輸出が五二％であるのを六一％にまで持っていく、輸入は四七％であるのを七二％に持っていく、こういう一応の試算で計画を進められておるという話を私、承知しておるわけですが、いま大蔵大臣がお答えになった点について、やはりもっとはっきり言っておいてください。

はるかに低くなっております。これは大蔵大臣が言われましたように、漸次これらの港湾施設費用も上げてまいらなければならぬかと思ひますが、しかしこれを上げますと、現在の低い港湾施設料をもとにして、輸出の秩序、また船会社の取引の秩序ができておきますので、これを急激に上げることはいろいろなところに弊害をもたらすと思ひますので、それらを勘案しながら大蔵大臣の言われましたように漸次上げてまいりたい、このように思っております。それからこの運賃収支に對します港務経費の比率は漸次下がつてまいらうと思ひます。と申しますのは、従来は定期船、ライナーが主でございまして、ライナーなどの港務経費は非常に高うございまして、運賃の総水揚げに對しまして四〇〇〇くらいが港務経費になっておりました。しかし今後増加いたしますのは鉄鉱石専用船でありますし、それからタンカーでございまして、これらの港務経費率は運賃総水揚げに對しまして一六〇〇くらいになっております。したがひまして、今後運賃の水揚げが上がるに比較して港務経費の上がり方は漸次低くなつてまいらう、このように思っております。

○平林委員 この港務経費につきましては、まあ参議院の大蔵委員会でも木村君が八〇さんがなかなか詳しく質疑をやつておられるわけでありまして、特に私も興味を持ってそれを読んだのでありますけれども、引き船料というのですか、これはトン税とかあるいは燈台税だとか、入港税、いろいろなものを合算をいたしますと、日本を一〇〇としてハンブルグでは四三〇、ロンドン九七〇、ニューヨークは二六七というように、國際的な比較において日本は実に大きな違いができています。それからまた私はこういう専門的なことはわからないのですけれども、船をつなぐ料金などについても、日本を一〇〇とすればロンドンでは三一七六ですか、これは私あまりにも違うのでびっくりしているのですけれども、三二七六、ハンブルグで一四一だとか、ニューヨークで三五三だとか、平均したつて日本の一〇〇に對して六五七くらいのはずいぶんあるというのです。これは木村さんの発言を私は取つたので、あるいは正確でないかもしれないけれども、とにかく國際的な比較において大きな違いがあるということなんです。この違いがどうしてこんなふうになりてきたのかという点が私にはわからない。それからまた、いまあなたは改善していく上においていろいろな面に弊害がある、それを考慮せなければならぬというお話でございましてけれども、一体どういふ方面にどういふような影響があるかということをお聞きしたいと思います。○澤政府委員 ただいまの数字でございまして、港務の施設のほうを申し上げますと、ニューヨークは二六七、それから先ほど出されましたロンドン九七〇になつております。これは私のほうの資料でございまして、それから荷役のほうは、ニューヨークは日本の六・七倍、ロンドンは一・七倍、ロサンゼルスで七・四倍、このようになつております。香港、パンコックその他のところは、日本より低くなつております。

それから弊害があると申し上げましたのは、これは日本の輸出は非常に薄い利益で輸出をいたしておりますが、この港務荷役料が上がりまして、それだけ競争力が落ちてまいらうと、それについてでございます。それから定期船の荷物につきましては、船内の荷役費は、船会社が負担いたしております運賃の中から払つております。それでいまのような不況のときに運賃を上げることはなかなか困難でございまして、船内荷役料が上がつてまいりますので、船会社の経費がふえてまいります。それで再建整備に取り組んでおります船会社に對しまして、非常に大きな負担になるわけでございます。○平林委員 なるほどそういうものですか。私もしろうとでございまして、うしてそれを克服できぬのかというところを実は聞きたくしたのであります。ただ私は、そこで今後大蔵大臣にも考へてもらいたいと思ひますことは、今度の國會を通じて、海運の振興をはかるということが具體的な政府の施策として浮かび上がつてきたことは事実でございまして、また今後開放経済に向かうにあつて、これが重要であるということとは、私は否定するものではありません。しかし先ほど来申し上げましたように、船をつくつたから、それで必ずしも國際收支の改善に役立つというふうなものではないということもまた私が申し上げたとおりでござい

ことになると思ふのでありますけれども、その前提を少し考へておいてもいい。というのは、海運界につきましても、もう数年來いろいろな議論がございまして、いまもお話があつたように、かなりいろいろな面において手厚い保護を加えてきておるわけでございます。港務のいろいろな施設、経費の問題その他においても、比較にならぬほどの状態になつておるというの、どこにネックがあるかといへば、海運業界に對する保護といひますか、そういう配慮ということに重点を置かれてゐる。こういう面では、これから政府が相當援助を加える場合に、今日の海運業界がそういう援助を受けるに値するやうな自發的、自主的な考へ方を持つておるかどうかということが、私は從來の経緯から見まして、相當配慮しなければならぬということを感じておるわけでありまして、

○田中國務大臣 戦後そういう議論が先行しておつたので、海運の再建がおくれたということも事実であります。石炭などに對しても、そういうことが言えるわけでありまして、もっと先に企業者が自覺をし、政府も適切な手を打てば、こんなことにならなかつた。いまになつて何倍も金を出さなければならぬということになつたわけでありまして、そういう意味で、今度は政府としても踏み切りまして、海運の集約を前提にしまして、集約するならば上りも認めよう、利子補給もしよう、建造もせよう、こういうことになつたわけでありまして、でありますから、海運界も相當荒っぽい減資等もやりまして、少なくとも法律の趣旨に沿つて、いま再建整備を行なつておるわけでありまして、やはりこういう状態であれば、政府も前向きで助成していく、また海運業者というものが倒れてしまつて困るのも、倒れる海運会社だけではない、やはり政府自体も困るでありますから、大いに自覺を求めて、大いに企業者の再建整備をやつてもらつと同時に、政府もやはり積極的になつて助成していくという考へで、相補なつてこういう問題が解決できるのだ、こういうふうに考へておるわけであり

○平林委員 そこで私はこんな話を聞いたんです。海運界における経営者の自滅心がまえの欠ける点について、この話を聞いたときに、私はびっくりした。昨年ですか、海運界の合併が進められました、ある合併をした一方の会社の社長と副社長が辞任をすることになつたわけですが、この二人の首脳に對して、役員退職金、慰勞金を二人合算して五千二百萬圓出してゐる。これは決算書類でもって私は確かめたのでありますけれども、こういう状態です。内規を調べてみると、内規では、社長は大体四千六百萬圓くらいもらえるようになってゐるのだ。それで、副社長のほうは三千萬圓くらい、合計すると、社長と副社長が合併になつて、辞任するだけで七千萬圓から八千萬圓の金が必要なんです。運輸省の

ほうもこれはあまりひどいじゃないか
というところで、内面指導をされて、先
ほど申し上げたように五千二百万円、
これだつてひど過ぎるんですよ。私は
今日海運業界あるいはその方面におき
まして、毎期のように赤字を生じてい
るということも承知しておりますし、
また多額の負債を持っているというこ
とも知っております。そして国家とし
ては、利子補給として今日まで約四億
八千万円からのお金を国税から恩恵と
して与えているわけでありまして、そ
他の金融資金だつて、政府資金だつて
相当なものがあります。そういうよう
なときに、この合併をした会社は首脳
部が——それは長年の功労はあったか
もしれませんが、これだけの退
職金や慰労金をとるといふ考え方がけ
しからぬと思ふんですよ。それでこれ
からも政府が海運政策につきまして力
を入れて、これを振興する場合に、こ
んな量見の首脳部に金を幾らやつて
も、たいへんなことになるということ
を感ずるのです。政府がこれからの日
本の状態を考へまして、海運の振興を
するといふことを私は否定するわけは
ありませんが、一方の受け入れ態勢
において、こういう状態がまだ残って
いるといふことは、やはり重要な関心
を呼ばないわけにはいきません。私は
そういう面において、特に運輸大臣に
もこの点はお尋ねしたかったのです
が、ひとつ大蔵大臣から所信を聞かせ
ておいてもらいたいと思ふのであり
ます。

○田中事務大臣 政府が補助をするの
でありますし、政府も共同してこれが
再建に当たろうという考えであります
から、経営者もしっかりしていただき

たいという考え方であります。しかし
こういう事態に対して八千万円が二人
で五千万円になったというのですが、
これは商法上の問題であり非常にむず
かしい問題があるわけでありまして、政
府機関等においても、その間に受けた
給与の六割というようなことでありま
すから、そういう例を引きますと五十
万円で年六百万円、その十年で六千万
円、二十年といへば一億二千万円、そ
の六割といへば八千万円になるわけ
です。ですからこういう計算自体
が——これは配当しておるものではない
ですから、非常に悪い時期に自分が
退陣しなければならぬといふことで
から、そう一ぺんに計算しないで、こ
の再建が完了したら、その再建の土台
となるところには多くの人の犠牲が
あるわけでありまして、そういう
場合、出世払いといふふうにしてもら
うか、こういう問題は運輸省当局とし
て十分検討してもらわなければならぬ
問題だと思ふます。しかし、これは政
府が、やめなければ金をやらぬといふ
ことを言っているわけではないのです
から、これは常識の問題、良識の問題
であります。中には大きく減資をして
株主に迷惑をかけておるといふ問題も
ありますので、これは一つの常識、良
識の問題として片づけられなければな
らぬ問題であります。私はこういう問
題で非常に困つておるわけでありま
すので、一体どうすれば解決できるの
かと思つて私もいろいろのことを検討し
てみましたが、これはやはり戦後の一つ
の風潮でもあります。これからやはり
こういう問題が起きてくる可能性があ
りますのは、戦後は資本蓄積をやつて
小さいものがだんだん大きくなつた長

い年月、歴史があります。ですからそ
の会社自体に対しても、一つの家憲も
ありますし家風も出てきたし、それか
ら資本に対しても、ある人が相当大き
なウエイトを持つておつたわけであ
る、だんだん大衆資本を導入してきま
すと、どうもみんなが雇われ重役で
あるというようなことで、赤字が出て
黒字が出て、かまわずつとめたら退
職料はもらふのだ、こういうことをや
はり十分考へていかないと、こういう
問題は根本的に解決できないわけであ
ります。資本主義の立場に立つて昔が
いいといふことを私は言っているわけ
ではない。これからはどうしても大衆
資本を導入しなければならぬが、
やはり経営者の態度といふものに對
しては強く要請せられる時代だろう、
このように考へます。

○平林委員 私は今後国際收支の改善
の面だけでなく、日本の貿易の面を
拡大する上において政府の海運振興策
がとられるだろう、しかしその面にお
いて特に注意をしておきたいといふ
ことをこの際申し上げておきたいと思
ふのであります。この点は特に御留意
をいただきたいし、私自身も今後こ
の点については厳格な態度をもって臨
んでいきたいといふことを申し上げて
おきたいと思ふのであります。

そこで次の問題に移りますが、これ
から政府が開放経済に移行するにあ
たりまして、あまり心配することなく楽
な気持ちで金を借りよう、外資導入を
はかろうといふ御高説を先ほど聞きま
したが、この問題もしばしば議論して
まいりましたけれども、外資を入れる
場合に、こういう注意をしなければい
かぬといふことを私どもが追及いたし

ますと、総理もまた大蔵大臣も、優秀
な資本は歓迎するといふことを述べら
れるわけでありまして、そうすると優秀
ならざる外資もあるんだと私は思う
のであります。優秀なる外資、優秀な
らざる外資、こういうものはどうい
う基準で判定をなさるのでございま
うか。今後どうとうとして外資を導入
するような事態になった場合に、一つ
の参考としてその基準といふものを明
らかにしてもらいたいと思ふのであり
ます。

○田中事務大臣 良質な外資というの
は長期低利であります。また、あまり
よくないのは短期高利といふことにな
るわけでありまして、その上になお問題
になりますのは、日本の企業を支配し
ようとか、日本の市場を独占しよう
とか、こういう日本の市場を攪乱するよ
うな要因を持つ外資を入れたくないと
いふのは、これはどこの国でもやつて
おることでありまして、やはりせんじ
詰めていへば、長期であつて安けれ
ば、これを優秀であり良質というわけ
であります。

○平林委員 私はその点についての議
論はあとに回しまして、いま大蔵大臣
の言われましたように、これから外資
が相当入ってくることを予想しなけれ
ばならないと思ふわけでありまして、
その場合に、外国資本の支配を強く受
けるような危険はないかといふ点は國
民感情としても——あなたのよう
に——はつきり長期低利は優秀だなんて割り
切つて考へる人は別であります、國
民の側としては、そういう点につい
て、国民感情として不安を覚えること
は事実です。長期低利だから優秀で
あつて、それによつて日本の産業が外

國資本の支配を受けてもなお優秀だ
なんてのんきなことは言うておられ
ない、私はそこに国民感情の許さざる
ものがあると思ひますし、また日本の經
済の将来を考へますと、やはりその点
に一つの基準といふものがなければな
らぬと思ふのであります。

そこで通産省にお尋ねいたすのであ
りますけれども、現在日本の企業の中
でその株式の半数以上を外国資本で
持つておるような企業といふものがご
ざいますようか。

○新田説明員 お答えいたします。

外資法で認可しました合併会社は現
在約二百件ございます。この中で五一
以上を占めておる会社が約二十七件
ございまして、これは大半戦前からあ
りました会社で、外資法ができてから増
資とかローンなどを認可したといふ
ケースでございまして、貿易商社とか
いろいろな連絡事務のための会社が多
いようございます。現在までのところ
過半数を占めておる会社は比較的少
ないようございます。

○平林委員 過半数でなくとも、大体
外国資本の入つておる会社はどのくら
いございますか。

○新田説明員 ただいま申し上げまし
たように、外資法で認可した会社は二
百社でございます。

○平林委員 これは私、具体的に承知
したいのですが、私、神奈川県なんです
が、神奈川県にも日本ナショナル金
錢登録機という会社がございまして、
その持ち株は大体七〇%を占めており
ますね。非常に注目してながめてお
るのであります、そういうように、日
本の企業の中で大体どういふ会社がど
ういふふうになつておるかといふこと

を、あまり小さいものは必要でないが、承知したいわけでごいまして、発表して差しつかえないと思うのですが、きょうでなくともよろしゅうございますが、その具体的な資料を御提出いただきたいと思います、いかがですか。

○新田説明員 ただいま詳細なリストを持っておりませんので、後刻お渡ししたいと思ひます。

○平林委員 大蔵大臣にもう一度お尋ねします。

先ほど、外資を入れる場合に、それが良質でありそれがそうでないかというのを聞きましてけれども、こういう考えはなかなかないでしょうか。今後の外資導入については、大企業の過当競争の手段として利用しないようにする、それから国内のいろいろな企業の合併を通じて国内産業を支配したり、私的独占の傾向がないように配慮をする、こういうような基本的態度で外資を迎えるということは、一つの基準として考えられると思うので、すけれども、その点について政府の考えを聞かしていただきたい。

○田中務大臣 あなたの考えているとおりのことを考えて、一つずつ審査をして厳重にやっておるわけでありす。

○平林委員 ただ現行法を見ますと、日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合というようにことが書いてあるくらいのもので、私承知をしておるのですけれども、何か私が申し上げましたようなことを規定してあるのでしょうか。たとえば産業秩序を著しく乱すものと認められる場合はどうだとか、中小企業を不当に圧迫する

ものは考えるとか、あるいは企業の育成を阻害するものと認められる場合はどうだとかいうようなことを、何か政令か何かで規定をしておるのでございましょうか。

○田中務大臣 まああまり外国に言いたくないことでありますが、御質問がございますからお答えをすれば、あまりこまかく規定をすると、規定をした条文にひっかかるものだけしか規制ができないうことになるわけでありす。日本経済に影響があるものといえはあらゆる角度から検討できるように法律はうまくなっておるわけでありす。ですから、外資委員会等で十分考えてやっておるのでありまして、どうもこれにこまかいいろいろなことを入れて縛るということよりも、外資委員会がうまくいっているかどうかという問題でありまして、やはりその運営に対してはいろいろな内規、基準的なものをつくりながらやっておるということでありす。それから、法制上の整備はこまかくしないで何でもやれるということのほうは原則的にはいいというふうにいまの状態を解しておるわけでありす。

○平林委員 ただ、私が指摘したような点については十分配慮をしておるというふうには理解してよろしゅうございす。

○田中務大臣 そのとおりです。

○平林委員 そこでもう一つ別な角度からお伺いしておきたいと思うのでございすけれども、円ベースによる外資導入の状況についてはどうなっておりますでしょうか。

○渡邊(誠)政府委員 円ベースによります投資の現状を申し上げます。

円ベース会社につきましては、昨年の十一月に省令を公布いたしましたので、報告を求めたわけでございす。一月末で締め切りしました結果を申し上げます。まず、既往の円ベース投資は、円ベース会社といたしまして二百八十九社ございす。それから円ベースで日本に支店を設立しておりますものが二百七十三社、それから円ベース株式投資者数が八百七十七名ございす。投資額で申し上げますと、非居住者による円ベース投資額は帳簿価格で一億四千万ドル程度と認められるのでございす。それから既往の円ベース投資によります事実の発生でございす。現在の収益状況に大きな変化がないというのを前提といたしまして、利益金は一千三百万ドル程度と見られるのでございす。なお、円ベースは過去におきまして果実の送金を認められておらなかったものでございまして、したがって、過去に蓄積されました利潤が四千万ドル程度であると認められるのでございす。この四千万ドルはすでに私も資本化しておるものと考えておるのでございす。

○平林委員 いまお話しになった円ベースによる外資導入を許しておる会社、業種別に言うとどんなふうになっておりますか。

○渡邊(誠)政府委員 業種別の円ベース会社の数を申し上げますと、製造業が百二十でございす。それから商事貿易が百九、サービス業が四十六、その他十四ということになっております。

○平林委員 この円ベースによる外資というのは、さっき大蔵大臣言われたどっちのほうの部類に属するのですか。

○田中務大臣 本件は条約上認められたものでありまして、良質とか良質ならざるものとかいうものではなく、両国の協定によってやったものであって、日本経済のためにマイナスはないうということでありす。

○平林委員 今後元本に基づきまして相当の利潤が発生をされる。今回の外資法の改正によりましてこの問題についてしっかりと処理方針というものをきめておく必要があると思うのですけれども、どういう態度で臨まれるか、これを明らかにしてもらいたい。

○渡邊(誠)政府委員 円ベースの投資につきましては、これを外資法のほうに移しまして、今後は円ベース会社というものの発生は考えられないのでございす。したがって、円ベースの会社については、過去の分をいかにして処理するかという問題が残っております。

○平林委員 じゃ、この問題ももう少しお尋ねしようと思ひましたけれども、次の問題に移りましょう。

いよいよきょうは三月三十一日でございます。きょう現在におきまして、外貨準備高というものはどういうふうになったのかというのを発表していただきたいと思うのでありす。

○田中務大臣 まだ現在の時間ではわかりませんが、十八億ドルをこしておることは事実であります。それにゴールド・トランシュ分を加えれば十九億九千万ドル、二十億近い二十億かもしれません。大体二十億前後、こういうところでございます。

○平林委員 内訳を御説明いただけますか。

○田中務大臣 内訳はあまり発表しないことになっておることは御承知のとおりでございます。

○平林委員 他の委員会においては説明しておるじゃありませんか。

○田中務大臣 それは、いまの時点において三月末の内訳を申せといつても申せるわけでもありません。私がいま申し上げられるのは、大体金が二億九千万ドル余、それから財務省証券が約七億ドル余、それから預金等が同じく七億ドル余、そのほかポンドの預金とかいろいろなものがあるわけでありす。

○平林委員 私の承知しているところでは、諸外国の対外支払い準備というものは、きょう現在というわけではありませんが、最近の資料によりますと、大体アメリカで百六十八億ドル、西ドイツで七十四億ドル、フランスで四十八億ドル、イタリアで三十七億ドル、イギリスで三十二億ドル、スイスで二十七億ドル、カナダで二十六億ドル、日本はいまお話しになったとおりでございます。そうすると、これは、政府の考えというのはいさば本会議その他で私聞いておりますから、答弁なんというのとは大体わかっていすけれども、しかし先ほど来質疑をしてまいりましたように、なお国際収支の面におきましては私は相当の不安をはらんでおると思うのでございす。

こういう点ではやはり少し心細いものがあるのではないかと思ふのでありす。そこで一体どの程度あれば私の不安というものをなくすることができるのか。いまでも心配ないじゃないか、こう言われればそれまでですけれども、大体どのくらいの準備高があればいいというふうな考えを持っておられますか。私は、なぜこんなことを聞

くかという、政府にしっかりと目
標というものがなければならな
いのであります。これにつきま
して、いろいろな意見があるこ
とも事実です。たとえば日本の貿易の輸入高に
ついて何分の一にしろとか、あるいは
何か一つの基準を立てまして、その割
合をどのくらいにしろとか、いろいろ
な論があると思うのですけれども、ど
うも日本の政府にはそうしたものがな
い。そうして、ただ心配することはな
い、こうだ、ああだという理屈だけ言っ
ているだけであって、何かしっか
りした基準とか目標というものがなく
て、その場のぎでやっていると。その
場のぎでやっておつて、そのつど理
屈を考へて、ああだ、こうだ、こ
うだ、という感じがするのですけ
れども、大蔵大臣としてひとつわれわ
れが傾聴に値するような学説なり抱負
というものをもちぢやないでしやう
か、この点を伺つておきたいと思
います。

○田中国務大臣 これは、私が申し上
げるよりも、総理大臣からも何回も申
し上げましたし、私からも何回も申
上げたことであります。いまあなた
がお喜びになるほどの御答弁ができな
いことをはなはだ遺憾といたします。
あるに越したことはありません。が、
しかし、私はその後いろいろなことを
勉強しましたが、あり過ぎるといふか
という議論もあります。やはりどのほ
どでないといふか。こういうことは、
あると思つて浪費をしているうちにど
うにもならなくなつた、これは西ドイ
ツ、フランス、イタリア、この問題は
非常に大きな問題にいまなつておりま
して、西ドイツはコストインフレの問

題とまづこうから取り組んでおります
し、フランス、イタリアの例をとりま
しても、イタリア等は増税を行なわな
ければいけぬ、今度スタンバイ取り
きめを十億ドルもやらなければいか
ぬ、こういうことでありますから、こ
ういう事態からいいますと、非常に努
力をして外貨準備は非常に高くなつた
けれども、その反動としてインフレが
高進したり、労働生産力が非常に落ち
るといふような問題もあるようであ
りまして、やはりものにはほどほどとい
うことがよくわかつてまいつたわけ
であります。いま日本においては一体ど
のくらいあればいいかといふことは、
いまだ申し上げたように、なかなか
むずかしい。經常収支がバランスして
いるといふことになれば、外貨の手持
ちは一銭もなくなつてやれるわけ
であります。だから、理論的に傾聴に値
するといふという前提で幾らといふこ
とはなかなかむずかしいことであ
ります。でありますから、イタリアは貿易
の何カ月分といふと四カ月分くらい、
フランスが六、七カ月、西ドイツは七
カ月から、イギリスが三カ月、日本
はいま二十億ドルといふことになりま
すと、どうなりますか、五億ドルで、
四カ月であります。でありますから、
まあまあといふところでありまして、
御心配になるほどのことははない。ま
あ適正といふか、もう少しほしいな
といふような状態だ、こういうところだ
と思ひます。

○平林委員 まあほどほどがいいとい
ふことは、処生訓としてはわかりま
すけれども、日本の対外準備といふもの
は表にあらわれた十九億とか二十億ド
ルといひましても、ユーロダラーその
他のことを考えますと、まだまだ心細
いといふことは事実です。私は、ある
意味におきまして外貨準備高の高さ
といふものはその国の力といふものを示
す、現段階においてはそういうことが
言えると思つておられます。きょう
も大蔵大臣から傾聴に値する御意
見を聞けなかつたことはきわめて残
念であります。しかし、たいへん時間
もおそくなりましてから、私の質問も
ほどほどにいたしまして、この辺で終
わつておきたいと思つております。

○山中委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は、時間も迫つてお
りますので、問題を一点に集約して大臣
の所見を伺つておきたいと思つてあ
ります。

このことは、われわれのかねての持
論であります。中小企業産業の擁護の
立場からの質問でございます。御承知
のとおりこのOECDへの加盟、八条
国への移行、漸次完全開放経済へと向
かつていくのであります。ところが、こ
ういふような場合、外国の資本、技術が
この国土に上陸をいたします。場合に
は、何といつてもわが国の産業が相当
の圧迫を受けることは火を見るよりも
明らかであります。わけても現在の中小
企業の後進性から判断をいたしまし
て、特に中小企業が受けるであろうと
ころの圧迫といふものは相当甚大なも
のがあろうとおもふにやれるのでござ
います。が、政府はこれに對して何ら
かの対応策を具体的に講ずるところが
あるのか、問題はここでございます。
どういふような対応策を講じられ
ようとしておられるのか、それを具
体的に御明示を願ひたいと思ひます。

て、日本の産業特に中小企業に影響が
あつてはならないといふことでありま
すので、今後につきましても入り口で
スクリーンをするといふ制度をとつて
おります。中小企業等に対しては
影響がないように十分配慮して入り口
でスクリーンする、入れるときにす
でにこまかく内容を検討して、中小企業
等に圧迫にならないようにスクリーン
制度をとつておりますので、心配な
い、こういうふうな考へております。
○春日委員 ただいま平林君の御質問
に答へられて、そういう問題はいろ
ろなやりやうになつておると言われて
おられます。しかしながら、日米通商
条約の規定もございまして、またOECD
の宣言もございまして、それぞ
れの国際制約のもとにおいて、入り口
でやると言つたつて、やり得る限界が
あるでございまして、また法的根拠
といふものがあると思つてござい
ます。なければ外貨に関する法律の第八
条一項、二項の規定は必要でござい
ません。その一項、二項において、こ
ういふような場合においては積極的に許
可がなし得る、こういうような場合に
は消極的にこの問題を取り扱へる、こ
れは一項、二項に分けて区分明記をい
たしてあるのでございます。したが
いまして、この中に何らかの法律の根
拠がなくば入り口で制限をするとい
ふことができなかつたといふこと
が、あなたが何と云つたけれども、
そういうことはまるでサウジアラビア
のサウド王のやうなことを言つてお
られるけれども、そんなばかなことが
なし得るはずがございせん。法律の
根拠なくばなし得るはずがござい
せん。いかなる法的根拠を基にして中

小企業といふものをその影響から守る
といふこのことがなし得るのである
か、この点をひとつ、國民が、わけて
中小企業者が納得できますように御
説明願ひたいと思ひます。

○田中国務大臣 自由化自由化とい
ふすけれども、資本の自由化といふこ
とはないのであります。でありますか
ら、資本に対してはいままでの議論は
一体日本に資本が入つてくるかとい
う議論が多かつたわけがございま
す。少なくともそのやうな状態で外資
がほしいといふやうな考へるときで
あつてさへも、大蔵省がものわかりが
悪いといふくらい非常に手をきびしく
内容を検査をしておつたわけであり
ます。個別に検査して、絶対間違ひな
いといふものでなければ入れないとい
ふ原則を貫いてきたわけでありま
す。それから、これは大蔵省がオール
マイティの権力を持つておるとい
うのではなく、資本の自由化といふこ
とは現在の世界の状況においてもあ
り得ないのだといふことを原則にして
おりますので、もちろん中小企業に對
しては影響があつてはならないとい
ふことで、個別に非常にこまかくスク
リーンをしておりますから、あなたの言
われるやうに、法制上といふものは
いかに、先ほどの質問と同じであ
りますが、そういう意味で心配はない
といふふうに御理解いただきたい。

○春日委員 それでは具体的にひとつ
質問をしたいと思つておりますが、
かつて本委員会は、シンガポールと
國內某シン会社との提携によるとこ
ろの外資の導入、技術の導入、こ
ういふ問題についてまさに許可され
ないといひまして、このとき全国のシン関係

労働者とその企業家の猛烈なる国民運動の結果、本委員会の激しい論述によつてこれを阻止したことがございませう。

願ってみたいと思います。

○田中(榮)政府委員　お答えいたします。

それから、この具体的な取り扱いにつきましては関係者が全部集まりまして、明らかにいたしておきます。

に幾ら書いてあつてもへっちゃらだ、
 こういふことなですか。 こういうも
 のは書いてあつたところで、大蔵大臣

もちろん制約はないのでありますし、OECD加盟によって資本の流入に対して規制がでなくなるなどということは絶対ありません、こう申し上げて

した。あるいはまた当時フレキシブルが——アメリカのジョンズ・マンビルという大会社の製品でございます。が、これが国内の某セメント会社との技術提携によって国土に上陸しようとした。そのとき、おそらく日本のセメント産業に対して大衝撃を与えるであろうという立場から、企業たセメント関係労働者とセメント会社の総反撃の立場から、また本委員会が民族産業擁護の立場から激しい論議を行なつて阻止したことがございます。その当時それは許可する、許可しないということのすれすれの線でございました。許可しようと思えばできる、まさにしようとしておった。けれどもそういうような国民総反撃のもとにおいてこれはかろうじて食いとめ得たのでございますが、今後OECDへの加盟それから八条関

今後OECDの加盟等によりましてはまた技術導入等によりまして、国内における事業等が行なわれるものと考えておりますが、従来におきまして、たとえば豊年リーバ等の問題におきましても主務省である農林省、通産省と十分に協議をいたしまして、かりに外資導入による事業を興しまでも国内の中小企業者との十分なる連携、提携を保持させまして、相互に協力するというような条件によつて事業開始を許可しておるといふような状況でございます。今後ケース・バイ・ケースによりまして、事前におきまして十分慎重に考慮いたしまして、こうした中小企業に対する重圧が加わらないような方法で努力いたしたいと考えております。

て非常に慎重に一件一件審査をしておるのでありますし、国会で御発言に對しては当然そこで審議をしておるわけでありまして、それよりもひとつ法律でこまかく書いたり何かつくつたらどうかというのですが、資本取引は確かに自由化はされておらなものであつても、こういうものでなければ入れませんという法律をつくることは、世界の各国でもやつていないことを日本がそれまでのことをやつて一休いいのか悪いのかという問題もあるわけでありまして、要は実効をあげて、中小企業に迷惑になるようなものを入れないといふことのほうが合理的だといふ考えでありまして、もし不必要なものでも入れようものならすぐ春日さんにこうして指摘をされるものですから、そう

かこれにたいがめと見、ナリ和ナリぬるんだから心配するな、こういうことなのですか。

○田中國務大臣　OECDのいまの御指摘の条文に対してはまだ確定的な解釈ができておらぬということで、OECD加盟を前提としたコンサルテーションがあつたわけでありますが、この条項に対してどうか、IMFで制限をしておらないこの種の問題、特に日本に対しては、中小企業という特殊性があるので、こういう問題に対しスクリーンをするという原則でどうなのか、それでよろしいという解釈が示されておりました、私たちはそのように考えておるわけでありませう。

○春日委員　解釈が出されておらぬというところで法律条約案ですね。

(田中國務大臣)「OECDの問題を」

いるわけだ。

○春日委員　そういうふうに見えるかも知れぬが、少なくとも議案書を国会に出しておいて、この議案書について政府はまだその解釈について定説を打ち立てていない。(田中国務大臣「OECDの規約です。」と呼ぶ) OECDの規約といったところで、日本国政府との間の了解、覚え書きというものです。これはやはりこういう文言が示されております以上、これに対する一個の解釈の定説なくして、どうしてこんな覚え書きを国の名において署名をしたのですか。署名をしているのですよ、パリにおいて。了解も定説もない、それで判を押してきたというのは、いかにもサウド王みたいじゃないですか。

への移行、ここにOECDの了解、覚え書きがござりますが、その中においては、直接投資の条項においてこれの場合でなければ却下することではできないと明記いたしておるのでございます。直接投資の場合それから技術提携の場合、いろいろといままでの鎖国経済のときに比べてさらに困難の度を加えてまいったものと見なければならぬのでありますが、いままでのあののシンガポールシンの場合やフレキシボードの場合、かつてOECDに加盟せざる、八条国に移行せざる場合はこれを阻止し得たのであるが、今度開放体制下において同様の申請があった場合どういう結果になるのであるか、私はこの際ひとつ通産省のほうから御答弁を

○春日委員 言われるところはよくわかるのでございます。ただ私が伺っておりますのは、いままです許可になし得た事案も今後OECDに加盟し八条国に移行することによりまして、それを不許可にすることではないかと、それと困難を加えてくるのではないかと。これは大幅に許可せなければならぬような情勢下に置きかえられるのではないかと、このことは伺っておるのであります。いかがでありますか。

○田中国務大臣 八条国に移行いたしまして資本取引の自由を要求いたしております。OECDの場合でも必要なものはみな留保しておるということでございますので、いままですも自由になるということはありません。

いものに対してはやはりお互いに事実を十分各省で検討して、許可するものは許可するということでありますので、現行の制度のままで足りる、私はこのように考えておるわけであります。

○春日委員　大臣はそういうことを言われておりますけれども、法律の中に明記してあるのですよ。たとえば外資法第八条の第二項では、日本の復興を著しく阻害するおそれあるような場合は外資の導入を許可しない、そういうような否定条項があるのです。それからOECDの中の直接投資の条項の中にも、特別に有害な影響を与えるおそれがある例外的な場合のほかはこれは許可しなければならぬと書いてあるのです。いまの御答弁によると、そこ

言ったから……」と呼ぶ）OECDの問題ですけれども、それは国会に提出されておる案件の一つでございましょう。

○田中国務大臣　春日さんからいま、OECD等に加盟すると自由化を迫られるのではないかという趣旨の御質問がございましたので、OECDの規約には、あなたが指摘をされるような条項はございませんが、この条文の解釈は確定しておりませんので、日本の立場で資本の導入に対してはスクリーンをするということで、一体OECDの規約はいいのか、こういうことを言いましたら、それでよろしゅうございませうということでありませうから、OECD加盟によって——IMFでは

【田中】中国の大問題とどうも何かとごまかして、考え方の行き違ひがあるようでありまして、すから、ちよつとすなおに考えていただと、あなたの御質問は、資本の自由化に対しては、いままでは十分審査ができたという事実に対して、今度八条国に移行するとどうだ、八条国は資本自由化に対しては自由化を規定しておりませんから、現行どおりでよろしゅうございます。ではOECDに加盟すると、OECDの規約の中にはいろいろなことが書いてあるがどうか、こういうことになるわけです。OECDの規約の中にある条文の解釈は定説がないわけでありまして、ないわけでありますすから、その条文に対して、日本がこういう状態では八条国に移行しますけれども、

も、資本に対しては相当規制をいたします。これに対して、一体規約は抵触をするのであるという日本政府側の意見に対して、それは日本政府側の考へでよろしゅうございませうという事でありますから、OECDに加盟することによって資本に対して自由化を迫られることはない、現状のとおりであります、こう申し上げておるわけ

です。
○春日委員 それでは一歩踏み込んでお伺いをいたしますが、日本政府はかくのごとくに解釈をするから、それでよいかと言ったら、向こうがよいと言った、こういうような経過の上に第九項目があるのです。第三部の第九項目の中には、「対内投資に關しては、特に次の要素に対して考慮を払うであらう」とある。その中の(4)項に「産業の発展の調整。特に中小企業に配意する」とあるのです。だからこのことはあからさまにいうならば、中小企業に著しく圧迫を加えるおそれのあるような対内投資に対しては、前八段においてこれは申請を許可しなければならぬ筋合いではあるけれども、特別の考慮を払う——特別の考慮を払うということは、言うなれば消極的であり、言うなれば否定的であるということでしょう。だから、その第八項の定説がいまいちとしておるところを、第九項において明確に出しておるわけですね。すなわち産業の発展の調整を阻害する、特に中小企業に著しく圧迫を加えるおそれがあるような場合においては、これは直接対内投資について許可しないことがあり得る、こういうように書いてあるでしょう。OECDにそういうふう書いてあったら、外

資法においてもそういうものを受け、法的根拠を確保する必要がないかどうか、こういうことを申し上げておる。ということは、やはりこの第八項の中の第二項にある国内の産業の復興を妨げるというような文章は、戦後のあれでございませうけれども、すでに戦後ではない。復興というものはすでになされた。復興という問題は程度問題です。戦前の生産レベルあるいは経済スケールというものに追いついて、はるかに追い越して、いま大いなる高度成長を遂げておるのが日本の現状なんです。したがって、言うなれば、日本の産業の復興を著しく阻害するおそれがあるというような条項は、もはや有名無実だと思つてもいいと思うのです。そう思いませんか。思うでしょう。だとすれば、OECDの中にこういう宣言がなされておることは重視すべきである。かくのごとき宣言をOECD加盟国が容認しておるということ

は、すなわち、日本に対して、中小企業を著しく圧迫するおそれのあるような技術並びに資本については、やはりOECDに加盟し、八条国に移行した後といえども、日本国政府がこれを却下することができるといふことが、国際的にここに容認されておる実証であると思う。私は、こういうような実績を活用して、この際、外資法を直すときに、八条の中にもう一項設けて、しこうして、その外資の申請について許可を与えなければならぬ場合、これこれと書いてありますね、それからいかなる場合、法律に違反をした場合とかいろいろありますね。その中に、中小企業に対して著しく圧迫を与えるおそれがある場合は許可しなくてもいい

という法律の根拠を明文化して、これを国際的に明示する、そしてそういう申請があったときに、中小企業に圧迫を与えるからこれはだめです、国内法によってこれは禁止されておるから許可できませんと事務的に却下できま

す。それから国際的に文句を言つたら、これはOECDのジュネーブ宣言の中でもうみんな認めておるのだから、そんなことに文句を言うのはおかしいじゃないかと言つて、ほんとにはねられますよ。あなたの腕力ならなおさら唯々諾々たるものだと思います。だから私はこういう民族産業を擁護する、特に後進性のある中小企業産業を開放経済に対処して擁護するだけのプレッシャーというものが必要だと思ふが、何と思はれるか。
○田中委員 確かに了解書のうちの九項に書いてございませうから、当然OECDに加盟しても、中小企業等に影響のある場合は申請を拒否するということとございませう。それも外資法の中に入れていいこととございませうが、これは入れなくても、現行法でもって規制をしておるわけとございませう。IMFでも資本の自由化を要求しておらぬのでありますから、資本の自由化を要求するに近いOECDの覚え書きにさかかるといふものがあるのではありませんから、入れるといつて入れないこともありませんが、入れなくても現行法で十分である。しかも入れて

ら、事実は日本の国内に悪影響のあるものは絶対に許可しないという原則が現行法でできるのに、麗々しくまた外資法の中にかくくしかじかの条件のものに対しては申請を受理しないことあるべしとか、申請を却下するとか、却下することができるといふ明文を置く必要が必ずしもあるかどうか、それが日本のためになるかならないかなかなかむずかしい問題だと思ひます。

○春日委員 私はくどくど申し上げるわけでもなく、また唐突にいまここで思いつきで申し上げておるわけではないのでございませう。この問題は政策論議を深く行なつたその成果として、外資法の中に民族産業擁護、わけて中小企業を擁護することのために、このような法律の条文の設定が必要であるといふことをかねがね主張して、すでにそのような改正法律案を、これは先国会において参議院に出したかと思ふが、とにかく議員立法の形で提案し、そのような政策のあり方を天下の世論に問うておるのです。だから私は、国際経済協力機構と日本国政府との間に、そのような制限を加えることが了解され、しかもそれが署名されたといふこの事実、日本国においてこれを重視せなければならぬ。このチャンスを取り上げて、その覚え書き了解事項を受けて立つて、そして外資に關する法律の中の第八条の中に一カ条を設定するといふことは、これは民族産業擁護のために、得るところまことにばかり知れないものがあると思ふ。いままでいろいろと日米通商航海条約の制限があつて、なかなか拒否することができなかった。そしてまた拒否し得る

ところの国内的な法律の設定というのがなかった、法律の根拠がなかった。けれどもこの際八条国に移行することを契機として、しかも国際経済協力機構の中のサポーテーション、これを一個のよりどころとして、そのような法律をつくらうと、こういう申請があつた、これは中小企業に圧迫を加える、外資に關する法律第八條第何項によつてこれは却下と、事務的にできま

す。いつも大臣が政治的な判断の上に立つて、やつさもつさといふいろいろやつた結果、その断を下さなければならぬといふような煩瑣を避けることができない。私はもう時間でありませうから、いまこの法律があつたといふときに、この問題を言うところで、ここでも最終的決定はなし得ないと思ふが、願わくは通産省も大蔵省も外務省も、十分ひとつ合議を願つて、一九六三年七月二十六日パリで署名されたこの国際経済協力機構に了解を取りつた成果の上に立つて、外資法をその点において改正されることを強く政府に要望いたしまして、私の質問を終わります。
○山中委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。
○山中委員長 これより順次、討論、採決を行ないます。
外国為替及び外国貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。
通告がありますので順次これを許します。堀昌雄君。
○堀委員 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案

二九

て外貨予算制度を廃止しようとするものであり、外資法においては従来の複雑なる外資導入規定を簡素合理化して、外資法のみによる規制に改めようとするものであります。

外貨予算制度は、その発足当時におきましては、確かに名実ともに国際収支上の理由からする支払い制限の一つの制度であつたことは明らかであります。最近におきましては、同制度の運用の実際を見ますと、きわめて弾力化されており、一種の支払い見積りもりの性格を帯びていたのであります。

また外資法の改正は、これまで外為法と外資法の二本立てで規制をし、さらに多数の政令で規制されておりました制度を簡素化するものであると理解いたします。ただこの際、OECDにおいても認められておる条項について、日本の中小企業のために外資法の中に特別規定を設けることを忘れていゝる点は、われわれとしてはなほ遺憾に存するところであります。

要するに、外資導入には、国際収支のポジションを改善し、国内資金の不足を充実するというプラスの面があるとともに、国内の景気調整のための金融引き締め政策の効果を減殺したり、貿易外収支の悪化の原因をつくつたり、また場合によりましては日本の産業や市場の支配をねらつて日本の経済混乱を招来したり、特にまた中小企業に大打撃を与える危険性を持つておる等、幾多マイナスの面のあることを否定できません。これらの点を十分勘案して、長期的、総合的観点に立つての外資導入の基本政策をつくること並びに国内総合経済政策を確立することが、現在の時点において非常に必要で

ありまして、われわれはこの点に目を向けて、政府今後の行政の運用を見守りたいと思ふのであります。

私は、真に今日重大な問題になるべきものは、ただいま議題になつておりますこれらの法案ではなくして、実国内の財政金融経済政策そのものであると思ひます。これこそが今後のわが国の国際経済における地位と役割を決定的に動かすものであることを強く指摘して、政府の注意を喚起し、私の木案に対する討論を終わります。

(拍手)

○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山中委員長 起立多数。よつて、木案は原案のとおり可決いたしました。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入るといたします。

おはかりいたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○山中委員長 次会は、お疲れでもございまして、明四月一日午前十一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十四分散会